

第 2 章

本調査に関わるインドネシア国の社会・経済状況

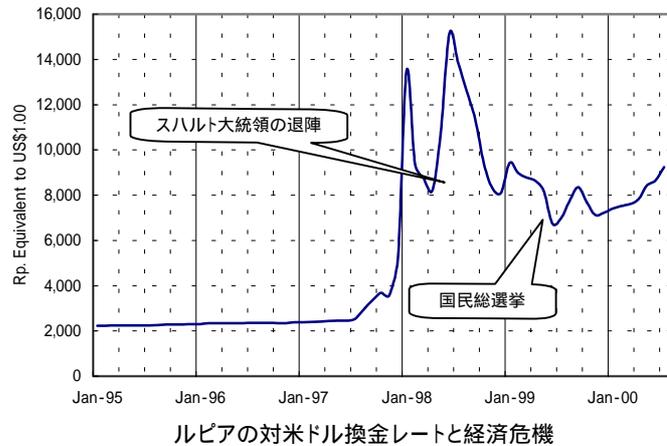
第2章 本調査に関わるインドネシア国の社会・経済状況

2.1 社会・経済的背景

2.1.1 経済危機と経済復興

(1) 経済危機

1997年7月に始まった「イ」国の経済危機は、右図に示すように、同年末までに急激なルピアの下落と翌年1998年5月のスハルト政権崩壊を招いた。その後、ハビビ氏が大統領として事態の收拾に当たったが、1999年6月の総選挙で敗れ、現政権が1999年10月より国政につく事となった。経済危機の実態は深刻であり、1998年には国民総生産が



13%減少し、1999年に経済成長はゼロになった。この経済危機は経済部門間、地域間で様々な相互影響を起した。経済危機以前では物価上昇も為替相場もいたって正常な動きをしており安定していたが、1997年7月以降、状況は急激に悪化した。1996/97年度では国内物価上昇は8%以下であったが、以降3年間は、各々、20%、45%、15%で推移している。

元来、経済危機は地域限定的現象で周辺諸国へも波及したが、フィリピン国を除くアジア諸国での事態の收拾は比較的早く、成長率は2ケタ近くまで快復するまでになっている(Singapore 9%, Malaysia 5.8%)。その理由は、政治や社会問題に煩わされずに経済のみ傾注した対応で済んだためであるとされている。これらの諸国が経済復興への自信を回復させる一方、「イ」国では問題が発生した。以前は安い労働力、豊富な資源、巨大な市場を持つ「イ」国へ殺到した投資家は、経済危機以降はより経済的安定性と健全な財務制度への回避をはじめ、「イ」国より去ってしまった。

(2) 経済復興

経済は未だ不安定であり、将来の開発の方向性なり各経済部門ごとの将来の展望なりを推測する状況にはない。ルピアは未だ安価であり投資環境もリスクが大きい状況にある。「イ」国の総債務は1,430億ドルと見積もられているが、この額は「イ」国の1年分の国民総生産額にほぼ等しい額である(政府対外債務:750億ドル、民間債務:680億ドル、政府国内債務:720億ドル)。危機以前は海外よりの直接投資が1990年代に急増し、1996年には1年間で60億ドルにも達したが、危機以降はほぼ完全に無くなった。「イ」国は海外投資を受入れる国から1999年の30億ドルが流出したように資金の流出が止まらない状況にある。

石油価格の高騰で、2000年のGDP成長率は4%、翌2001年にはこれより若干上回る程度の回復が見込まれているが、海外投資家は危機以前より大幅に減少している。しかし、成長率は現在の2倍ほどまでに改善されると見込まれ、現在の失業者や新たな就業予定者への雇用機会を短中期的創造が求められている。現在の成長率を踏まえると、年間で200万人の新規就業者が社会に育つ一方、160万人の雇用機会の創造が予想されている。これらの成長率は力強い成長を示唆するものの、諸外国でのより効果的かつ安定的経済開発との比較に視座を置くと、このような「イ」国の環境が必ずしも安定した経済成長を約束しているものとは言えない。

(3) 経済危機下の農業

「イ」国を取り巻く環境が芳しくない中、本調査が対象としている経済部門である農業は一般的に他部門よりも良い状況にある。灌漑による食糧作物生産部門で開発は、他の産業部門と違ってそれほど大きな投資を必要とはしない。国内消費で大半が吸収される基本食糧の生産が、食用作物市場に常に出荷出来ない状況は無視し得る。作物生産に必要な投入材の供給が以前と同様ではない中、基本投入材の深刻な不足が起こる事は無いと見られる。肥料など基本的投入材がもたらす経済的メリットは明白で、政府はその措置を最優先事項とするのが普通である。幸運にも「イ」国はリン酸やカリウム肥料の生産を輸入に頼るものの、尿素肥料が潤沢である。農耕機械の入手可能性は一部の地域で問題とはなっているが、通常の栽培状況からすれば大きな問題ではない。

灌漑による作物生産での唯一懸念される問題は、灌漑施設の持続性である。短期的には深刻な問題とはならないものの、食糧生産の減退や農業収入の減少と施設改修費用の増大化など長期的には多くの致命的な問題を生む可能性を内包している。長年にわたって政府は灌漑施設の維持管理を農民に移管する努力をしてはいるものの、結果は全くと言って良いほどに芳しくない。灌漑施設が以前よりも荒廃している状況は顕著になってきている。

現在進んでいる地方分権化政策は、長期的視点では灌漑部門へのメリットになる。しかし、現在の差し迫った変化の中で、灌漑部門に維持管理費用確保の可能性や水利組合の強化や改善などの短期的メリットが得られるとは予想しがたい。州を跨ぐ流通に対する地方税の課税が食物生産での比較的自由的な市場の運営を妨げるため、複合税を導入すべきとする論議は以前からあった。しかし、県政府が歳入源を区分し始めて、灌漑に高い優先順位を課すか否かの保証はなく、県政府が独自に管理し得る教育や保険、交通、土地所有および投資計画などの分野により課税的的を向けることもあり得る。地方政府の歳入確保に関する現在の指針は鉱業、林業、漁業からの税収の80%、ガスからの税収の30%、石油収入の15%が該当する地方政府に回されるとしている。政治および経済混乱が続いている現状を考慮した場合、地方分権化計画が動き出したことはある意味で不幸な事であるのかも知れない。

2.1.2 行政改革

(1) 一般

1997年経済危機以前での弱く頹廃した制度は、36年間続いた長期政権への反省と体制改変を求める結果となった。マクロ経済、財政再編、貧困解消への認識および経済制度の改変の4つの柱から成る改革はゆっくりとした中で現在も進んでいる。IMFや2国間支援を含む主な支援諸国は構造再編、構造調整および改変の面でこの改革を支援している。

国会に設けられた国民評議会の制令(MPR, October 1998)は、地方分権化政府と地方社会の強化、国家歳入の配分、透明性および民主主義を柱としている。地方開発は地方自治の体制と連動し、以下の主な事項について関与することになる。

- 均衡のとれた財政の実現
- 国家資源の公正な管理と環境保全の責任の実現
- 中小企業に優先を置くアグリビジネスの管理の視点からの土地を含む国家資源の公正な配分の実現
- 自律できる小企業育成に優先する政策の実施
- 中央集権体制時の全ての権益の破棄

政府はすでに内閣改造を経て行政組織の改革を済ませた。主な改革の大半は B. J. Habibie 氏の“改革”政権時に終わっている。その後、Abdurrahaman Wahid 氏を長とする新たに選ばれた“新生統一インドネシア”政権(1998年5月)は、政策の変更を経て改革の進行・継続を確認したものの、内容に大きな差異は無い。変更された内閣は3つの Coordinating Ministries を擁し、下記の体制となった。

- 政策と保安にかかる4省
- 経済、財務にかかる7省
- 国民福祉と貧困解消にかかる5省

以上の省(16省)に加え、13庁が設けられた。これらの庁の責務と機能は1999年 KEPRES No.134 としてまとめられている。(図 2.1.1 参照)

各省庁の目的を達成するために、わずかの庁を除き、同じ部門の重複した機能を持った庁をもとの省に吸収させる省庁再編が2001年1月より実施された(図 2.1.2)。KIMPRASWIL などの改編される省も2000年の半ばから予算削減、組織改革および人員削減が進められている。

(2) 国家開発計画庁(BAPPENAS) / 州および県政府開発計画局(BAPPEDA)

国家開発計画庁(National Development Planning Agency; BAPPENAS)は官民両分野で挙げられる国家開発に関わる全ての事業計画を担う機関である。新たな BAPPENAS は部門別に5つの局に分かれ、各々が6つの部から成る。生産、通商およびインフラ部門では、食糧・農業・灌漑部が本調査のステアリングコミティの委員とされている。

地方政府レベルでの地域開発計画は、内務省の地域開発総局(BANGDA)の直接的指揮系統に入る BAPPEDA が担っている。内務省はやはり同省の部局である農村開発部局(BANGDES)が水利組合の設立を担っており、その意味で水利組合政策の担当省庁と言える。BAPPENAS から県(kabupaten)や郡(kecamatan)レベルの BAPPEDA に達する命令系統は無く、BANGDA を経る行政系統のみが担うことと成る。

(3) 居住・地域開発省と公共事業庁、そして居住・地域インフラ省(KIMPRASWIL)へ

前公共事業省(MOPW)は、1999年10月の行政改革により居住・地域開発省(KIMBANGWIL)と公共事業庁(MENGNEKPU)の2つの機関に分離された。

2001年1月11日付け大統領通達(KP.0.03.01-Mn/02)により、居住・地域インフラ省(KIMPRASWIL)が旧 KIMBANGWIL と MENEGPU を統合して設置された。新 KIMPRASWIL の機構は以前と同じように5つの事務部門と5つの総局から構成される。都市部と農村部は同一の総局の中に配置され、当調査の担当部局である水資源総局も新たに配置された。同大統領通達によると、総局長は局を設置することができるとされており、水資源総局長は2001年2月4日の水資源総局長通達で水資源管理局の創設を行った。新しい居住・地域インフラ省の機構図を図 2.1.3 に示す。

(4) 農業省

農業省(MOA)は2000年5月30日に改組された。この組織変更では主要職員がほぼそのまま、新体制へ組込まれ、人事上の大きな変動は無い。12総局が各々6局を有して全体を構成している。灌漑と水管理に関わる大きな変更は、農業施設総局に新生の「灌漑水管理局」が設置されたことである。これは、同省が初めて灌漑関連の組織を持ったことになる。人員の大半は旧公共事業省水資源総局灌漑局から異動となった。中央政府レベルでの改革は始まったばかりで、州および県

レベルでの改変までには至っていない。

2000年の内閣改造発表により農業省も省内の再編成が行われた。2001年1月4日付け農業省大臣通達(1/Kpts/OT.210/1/2001)によれば、新農業省は大臣官房、監査、及び6つの総局と3つのセンターにより構成される(図2.1.4)。旧農業基盤施設総局は農業施設総局と名前が変わり、灌漑水管理局を含む5つの技術局により構成されている。

(5) 本調査に関連する地方政府での制度に関わる事項

州レベルでは新しい組織体系は未だに確立されてない。基本的な機構改革は1993/94年度に行なわれた改革で、各事業ごとに登用される工事事務所長 (*PIMPRO; Pimpinan Proyek*) の地方局長 (*Kepala Dinas*) による業務運用体系が、KEPMEN (*Keputusan Menteri*) および部長 (*KEPSEKSI*) に改変された。これにより予算と支出管理の公明性の改善が進んだ。もたらされた。従来は新規建設事業や改修事業で事業費の執行上、多くの不正があったが、地方部での透明性確保に大きな改善があった。中央政府の管轄下の予算は、各州に派遣されている中央政府出先機関 (*KANWIL*) のもとで施行されていた。KIMBANGWIL の設立にされた2000年から *KANWIL* は廃止され、それらの予算は州政府の公共事業部により施行されることとなった。

2.1.3 国家食糧安全保障と農業

(1) 食糧消費の傾向

国民の食糧消費の多様化が顕著になってきたのは、最近10年の間であり、国内の経済成長の度合いに合わせて進んできたことが伺える。1998年が経済危機の影響で若干、変化の度合いが停滞したものの、食糧消費の多様化は下記の傾向で今後とも続くと見られる。

- コメが主要食糧であり、1990年以降、国民一人当りの消費量に大きな変化は無い。
- コムギとダイズの消費が急激に増加している。
- 一方、根菜類の消費が減退している。
- 飼料としての需要があがる一方、食用としての消費が下がっているが、全体としてメイズの利用が増加している。
- ミルクを除く他の食糧消費は若干増加している。

政府は食糧消費のこのような傾向を認識しており、以下に示す農業開発政策でこれらの傾向を念頭に入れている。

(2) 食糧安全保障とコメ政策

2000年11月20日に正式に承認された国家開発5カ年計画 (PROPENAS 2000-2004) は、食糧安定向上プログラムについて以下の目的と目標を明らかにしている。

目 的

- 生産物の多様性の向上、畜産物、水産物、食用作物、園芸作物、エステート作物及びその他の加工産物の供給と消費の増加
- 生産増大、より計画的な食糧の供給、流通並びに消費の向上を約束する組織の育成
- 競争に満ち、独占に陥らない食糧ビジネスの発展
- 国民への栄養と食糧の提供を約束

目 標

- 持続的なコメの生産と供給の向上、ならびにコメ以外の炭水化物源及びタンパク源食糧の生産、供給及び消費の向上
- 国民の食糧消費を多様で質の高いものとし、一人当たりコメ消費量を低減
- 理想的食糧消費の価を高め、食糧栄養不良家族数を減少
- 農業生産と食糧原料加工技術の活用・向上
- 参加型の食糧関連組織への法律実施とその実力向上
- 販売される食糧の生産性と質の向上
- 食糧原料の輸入減少と輸入代替物資の拡大
- 食品工業とビジネスの発展
- 食糧ビジネスの発展における国民と民間企業の参画向上
- 食糧安定に資するため、捕獲漁業と養殖漁業とが互いに援助し合う水産業システムの構築

同計画では、コメの生産供給増大の必要性について言及しているものの、「イ」国政府は、コメへの依存を軽減するために食糧多様化に努力を傾注することが強調されている。また、同計画は、生産増大のみならず物流（流通と貯蔵）にも配慮した、バランスのとれた食糧安全保障制度を発展させることを目指している。このような政策は、まことに当を得たものと評価できる。一般に、円滑で公正な流通に配慮がされない食糧保障制度は、たとえ生産量が確保されても、国家食糧安全保障に貢献しないと理解されている。事実、1998年の「イ」国のコメ騒動は、エルニーニョ現象による不作より、流通の混乱のほうが食糧安全保障に大きな負の影響を及ぼすことを証明している。

現在の国家開発5カ年計画で作物の多様化が脚光を浴びているとはいえ、「イ」国政府はコメを政治的、戦略的に重要な作物であると認識している。コメは「イ」国の主食であり、また、その需要は通常国内生産量を上回り、今後も人口増加によって増加傾向が続くことが考えられるため、コメ増産は未だに「イ」国の農業政策の中で最も優先度の高い政策である。農業省作物総局が2001年1月に発表した食糧生産開発計画2001-2004（Food Production Development Plan）は、各主要食糧の生産目標を非常に明確な数字で示している。計画に示されたコメの生産目標は以下のとおりである。

年	生産量（ト）
2001	52,000,000
2002	53,000,000
2003	54,000,000
2004	55,000,000

（注：2000年の生産量は暫定値ながら50,696,000トンと見られている）

食糧生産開発計画2001-2004はまた、現在の「イ」国稲作が抱える主要問題を以下のように整理している。

- 小規模な農地
- 不足かつ不安定な水資源
- 不適当な農業技術
- 遅れた農業機械化
- 不規則な農業資材の流通（必要時に手に入らない）

- 資金不足
- 未発達な流通制度と加工産業
- 弱体な農民組織

そして、同計画ではこれら問題が、農家の貧困、不十分な政策対応と人的資源、低生産、低品質、高生産コスト、継続的な離農といった現象を引き起こしていると分析している。

(3) コメ生産と消費の傾向

ADB による「「イ」国における持続的灌漑開発に向けた可能性の検討 *Assessment of Options for Sustainable Irrigation Development in Indonesia*¹」をもとに、コメの需給に関する再検討をし、ANNEX-A に示した。主要な事項は以下のようにまとめられる。

- 仮に政府がコメ増産のために必要な努力をしたとしても、今後 10 年間はコメ輸入を必要とする状況は続く。
- 政府が本当に自給を目指すなら、農民に対しコメ生産の魅力あるインセンティブを準備しなければならない。米価政策が最も重要なインセンティブとなり得る。
- 政府はジャワに重心を置くコメ生産政策をジャワ以外の地域に移す必要がある。今後のジャワでの経済開発の方向を踏まえるならば、コメ生産と大きな競争を起すと見られる。
- 国民一人当りのコメ消費量は経済成長と相関を持ち、数年間の国民 1 人当りの GDP が増加するにつれ一時的に増加した後は減少する。減少傾向は、一旦始まると加速されると見られる。国民一人当りのコメ消費量の小さな変動は全体の消費に大きく関わってくる。
- 仮に政府が積極的なインセンティブを実現できて安定したコメ増産が確保されたとして、余剰米が得られるのは概ね 15 年から 20 年間後であろうと見こまれる。しかし、生産効率を改善し、生産費を下げない限りは余剰米を国際市場へ出すのは困難であると予測される。
- 前述のように、国民一人当りのコメ消費量は経済成長と強い相関を持つことになろうが、政府はコメの需給状況が正常な姿となるためモニタリング体制の確立を必要とし、正確な情報を基にした現実的かつ柔軟な食糧安全保障政策を作る必要がある。

1998 年の経済危機の経験によれば、政府は国家食糧安全保障の観点から安定したコメ供給の道筋の確立を最も重要な優先政策としなければならない事に疑問の余地はない。コメの重要性和将来の需要を考慮すれば、灌漑農地では他の作物よりもより高い優先度でコメ生産拡大に邁進しなければならない。またコメ生産同様、政府は総合的なコメ安全保障対策について、「食糧に関する「イ」国法律 1996 年第 7 号 “Act of the Republic of Indonesia No7 of 1996 on Food”」で宣言したように、更なる努力を傾注する必要がある。日本の国際協力銀行(JBIC)は、1998 年のコメ危機に際しまとめた報告²で、経済危機で崩壊したコメ流通体系がコメ危機を増長させたと報告している。政府はコメの公正で合理的な流通体系を確立するとともに、コメの戦略的貯蔵を強化する必要がある。

「イ」国にとり、食糧自給と関連してコメ流通政策は非常に重要であり、かつ、複雑な課題である。「イ」国にとって、国内での価格よりもより安価である世界のコメ市場での価格を考慮すれば、自給政策を取りやめることも可能性の一つではある。農民はより収益の高い作物へと移行して行ける。その選択は「イ」国政府の政策に委ねなければならない。しかし、コメ流通政策に柔軟性を持たせておくことの方がより有効ではあろう。本調査団の推定によれば、今後 10 年間、「イ」国はコメを輸入しなければならない状況にあり、仮に、政府の効果的な政策が実施されたとしても、生産が需要を上回るには 15 年から 20 年を要すると推定される(詳細は Annex A 参照)。経済成長が予

¹ ADB TA 2679-INO, December 1998

² JBIC Research Paper No.5, インドネシア コメの流通の現状と課題、1999 年 12 月、国際協力銀行 開発金融研究所

想を越えて早い時期に達成されて一人当りの消費が減退すれば、余剰が生じるのは早くなる。コメ不足からコメ余剰へと移行する期間は、政府は需給調整が容易に行なえる状況に持って行かねばならない。

2.1.4 地方政府の分権化と自治

(1) 1999年4月までの状況

旧公共事業省(MOPW)から地方行政政府へとその責任を移管するものとされた、地方の水問題関連の法律はかなり早い時期に制定されていたが、それは下記の2つの規則によって担当大臣に本法律施行の権限を付与するものであった。すなわち、

- 水資源管理令として知られている 1982 年度第 22 号行政規則(PP 22/1982)(PP= *Peraturan Pemerintah*)。これは憲法第 5 条、営農基本法として知られる 1960 年度法律第 5 号、地方行政に関する 1974 年度法律第 5 号、水資源開発に関する 1974 年度法律第 11 号、環境管理の原則に関する 1982 年度法律第 4 号に準拠している。
- 公共事業セクターの中央政府権限の一部を地方政府に委譲する事項に関する 1987 年度行政規則第 14 号(PP No.14/1987)。これは上記と同じく憲法、1960 年度法律第 5 号、1974 年度法律第 11 号の同じ条項に準拠していると同時に、道路に関する 1980 年度法律第 13 号に準拠している。

1982 年度第 22 号 (PP No.22/1982) 行政規則は流域に基く地方レベルの水資源管理の権限を認めるものであり、それはまた計画立案もしくは管理上の目的のため 2 つまたそれ以上の自然の排水域がひとつの流域を形成することもあり得ると規定している。流域管理とその管轄権については事前に法的な定めがない限り、旧公共事業省から地方もしくは地域の行政当局に委ねられるというものであった。飲料水ならびに家庭用水としての利用に優先権が与えられ、利用権を認めていた。その第 15 条には次のように明記されている。すなわち「水利用者が地域社会である場合は、河川もしくは水路の特定の取水口から取水するに際して認可を得なければならず、またその取水した水の地域社会構成員間の配分については州知事の定めるガイドラインにしたがって行われなければならない」。本規則は中央から地方への、またその下部である流域レベルまでの、権限の委譲の手続きについて詳細に定めている。その規定はまた、特定の地域の取水に関する認可を水利用者グループに対し与える権限を州知事に付与するとしている。本規則のこの面については中央政府の政策面あるいは(1982 年 3 月までという)時間的制約により、また州もしくは県(*kabupaten*)の理解力の不足から、まだ実効性を伴ったものとはなっていない。

1987 年度第 14 号(PP No.14/1987)は地方もしくは地域における公共事業の工事実施に関わる各要素に関してさらに詳細に定めたものとなっている。水資源開発に関しては下記のような 10 項目からなる規定を提示している。

- 1) 灌漑用水供給に関する計画立案規定、
- 2) 灌漑用水供給の実施、
- 3) 灌漑用水利用に供するための水利用に関する許認可、
- 4) 効率的な水利用を行うための灌漑用水の定義、
- 5) 地域特性に付随して発生してくる灌漑用水供給の優先順位の定義、
- 6) 灌漑水路網に関わる主水路や支線水路の建設とその改良、
- 7) 灌漑用水の取水口から、排水口から下流 50m までの施設の維持管理、
- 8) 灌漑用水の主水路網から支線水路網に至るまでの継続維持可能な利用に供する適切な安全管理に関わる行動指針、

- 9) 水路網内の水路の改良、廃棄、清掃に関する許認可の下付、及び
- 10) 他の構造物を建設するための水路網の改変、清掃、横断に関わる許認可の下付。

本規則はまた、この部分の一部を県レベルの行政当局に分権しても可と記述している。ここで特に水利組合(WUA = Water Users Association)の設立を推進すれば、その組織、運営技術、財政等の方面からも、灌漑用水路の建設、改修、維持管理に当らせることができるのではないかと見ていることは注目すべきことであろう。1987年、本規則の準備段階ですでに、将来、水管理組織は侮りがたいものとなるであろうことを予見していたのである。

概略上記に述べたような責任と権限の委譲は地方自治体の権限受入れ能力についての旧公共事業省の評価に基き、旧公共事業省によって行われてきた。そしてこの権限の委譲に引続いて、内務大臣の諮問を受けつつ、引き継がれたさまざまな活動は旧公共事業省の技術指導と管理のもとに行われるべきこととされていた。地方自治体に引き継がれたこの部分的な専決権(自治権)の維持のため、州政府当局と県レベルの行政当局は本規則にしたがって中央政府に対し定期的な報告を行うこととなっていた。

PP No.14/1987 は旧公共事業省には総括的な管理と技術面での監督を行う責任があることを明示している。PP 14/1987 はその説明で、かりにそうした権限の委譲が行われた場合でも、最終的な責任は中央政府に存することを明確に述べている。本規則における不備のため条件を十分に維持できない場合は施設の全部もしくは一部は大臣の権限下に引き戻すことができるとしているのである。本規則におけるこうした条項は実際の適用に際しては法規の徹底という観点から見てむしろ弱点として働くこととなろう。中途半端なのである。

本規則は、責任の所在の州政府や県行政当局への委譲、その運営条件等についてはきわめて慎重なものであったにも関わらず、本規則に盛り込まれた政策を実施するための具体的な計画が秩序だったやり方で立案されることはなかった。モデルとして流域管理機構(River Basin Authority)が創設されたが、それは本規則のごく一部分が具体化したものに過ぎない。

(2) 1999年以降の状況

1974年度法律第5号が出て以降、県レベルの自治権の発展に若干の進展がみられるようになってきた。この法律のもと、県レベルの実験的な自治権確立の試みを通じて暫定的な行動が行われるようになってきたのである。1999年5月、地方自治に関する法律第22号(UU No. 22/1999 *Tentang Pemerintahan Daerah*)が国会を通過したが、それは地方行政当局に自治権を付与して地方分権化を推進することをうたったものである。地方自治に関するスティアリングコミティー(*Dewan Pertimbangan Otonomi Daerah* = DPOD)が創設され、中央政府から地方行政当局への権限の委譲に関する指導を行わしめることとなった。このDPODは内務省(the Ministry of Home Affairs = MOHA)の主導のもと、各省庁間を調整する役割を担う組織であるが、これは1973年度大統領通達(KEPRES No 23 of 1973)(KEPRES = Keputusan Presiden)によってその任務が委ねられている。このコミティーを構成する各方面から参加してきている公務員の恐れないしは不安から、組織の概念としての機能を十全に発揮し得ないまま現在に至っていた。上記新法によってこのDPODに対しさらなる責任を付加して、変革の実効性を顕現せしめることとなった。当初、DPODは下記7項目の機能を全うするには不完全なものであった。すなわち、

- 地方自治の確立、
- 地方自治の解消、
- 地方への中央政府機能の委譲、
- 地方に与えられていた旧機能の撤廃、

- 中央政府の税収の地方財政への移管ないしは応分の配分による地方行政府の財源の追加、
- 財政収支の構造的変革、及び
- 地方自治に関するその他の諸問題。

現在、過去の経験の不備であった部分に焦点を当てて、これを見直すことが提案されている。省庁間の特殊問題を改変し、地方自治に関するもっと長期的な視野にたった発展を促すよう、DPODは、地方あるいは県レベルの下部組織を創設して、これにその職務を移行させるべきであろうとされている。

上記新法を補完するものとして、1999年、中央政府ならびに地方行政府の財政収支に関する法律第25号(UU No. 25/1999 tentang Pertimbangan Keuangan antaran Pemerintah Pusat dan Daerah)が準備されていたが、これは従来の省庁間の関係を改変するものであった。この法律はまた地方行政府と中央政府の歳入の内容を明らかにすることを意図したものであったが2000年6月時点に至ってもなお、この法律は施行されていない。課税に関する1997年度特別規則(Particular Regulation No 18/1997)は地方行政府の要望を受けて改変すべきであるとされている。地方分権化に関する法律の革新的な構成要素には、中央政府の行政官をして地方行政府の議会にもっと明確な説明をさせるべきである、というものが含まれている。また県知事(Bupati)は地方議会(DPRD)で選出されるべきであり、地方や県レベルにさらなる権限を委譲するべきである、という規定も盛り込まれている。これにより地方行政府の行政官はさらなる権限を有することとなると同時にさらなる責任をも持つことになる。従来は、ほとんどの地方行政官は中央政府からの任命を受けて着任するものであった。1999年度大統領決定第67号(Presidential Decree No. 67/1999)により、行政機構再編調整省にはこの改革を実効あらしめる責任がある。県レベルにおけるこれらの対策の実施を助成する支援策と長期的なその能力構築のためのプログラムが立案されつつあるところである。

1999年度法律第22号(UU No.22/1999)ならびに財政支援にかかる1999年度法律第25号(UU No.25/1999)はともに、中央政府部内の支援をバックとした反応によるものであるが、中央政府機構の構造再編からくる混乱とさまざまな問題から、初年度はわずかな進展をみただけである。これがいったん達成できたなら(たとえば農業省など、2000年5月後半までにごく一部の省庁で実現したにとどまるが)、新しい機構はかなり自由に権限の委譲とこれを支援する対策がとれることになるだろう。しかしながら、必要な法令の第2番目の部分は、地方の自治権の概念を明確にする必要があるということである。そして、それを達成するための、つまり5月6日に公布された、中央政府と州の権限を23のサブセクターに分けて分担させる件に関する2000年度法令第25号(Government Regulation No 25/2000)の目標を設定することである。これには一般行政、地方の自治権の形成、財政収支等も含まれる。しかしながら灌漑に関しては特に分けて特定されていない(図2.1.5参照)。この法令の公布と2001年度の初頭までの地方自治の確立という目標は、必要な諸規定の策定も含めて省庁のトップレベルの活動に委ねられている。

地方の行政に関する1999年度法律第22号(Law No 22 of 1999)は1999年5月7日に発効している。本法律の条項によれば、同法律の施行と機構再編は2年以内に完了すべきこととなっており、同法律の施行に必要な運用細則は同法律公布日から1年以内に策定すべきこととなっている。同法律は、地方自治に関するそれ以前に定められている法律、法令(1974年度法律第5号、1979年度法律第5号など)のすべてを撤廃することをうたっている。その条項ではまた同法律に矛盾あるいは準拠しない他の法令等は別途調整することも明らかにしている。

この1999年度法律第22号はまた、「イ」国の州(provinces)、県(kabupatens)、市制都市(kotamadya)の行政範囲についても言及している。それらは自ら管理し、その領域内の事項については自ら規

定するものとし、互いに他の地域とは関係なく独立の自治体であるとしているのである。地方議会(DPRD)、地域の立法府、地方の行政府同士が一体となって統治を行っていくということである。同法が特に明確に言及していることは、地方議会は決して当該地方の行政府の一部となつてはならないが、行政府と協調して当該地方の統治を行っていかなければならない、ということである。

特に明らかなことは、地方行政府、または地域の行政当局にとって、以下の諸事項は必須であるということである。すなわち、

- 開かれた自治体であるべきこと、
- 中央政府と地方行政府との調和のとれた関係を保つことに責任を持つこと、
- 地方の立法府と行政府の役割と機能の改善に責任を持つこと、及び
- 地域、県、村落等々に応分の権限を与え、彼らに影響を及ぼすような行政事業に参加させること。ここで、村落に対しても応分の権限を付与することについては、水利組合(WUA)のようなグループを選定するについては、たとえどのようなものでも彼ら自身の基準に基づいてこれを行わせる権限を付与しておく必要があるという論拠がある。

中央政府ならびに州や県の地方または地域の行政府の財政収支については、これも必ず必ずガラス張りでなければならない。1999 年度法律第 25 号は州ならびに県の行政当局に対して以下のような要請を行っている。すなわち、

- 汚職、謀議、身内贖等禁止、
- 統治ならびに行政サービスの効率的な、かつ有効な計画とその実施、
- 正しい、論理的な、透明な、参加型の、説明可能な、よく管理された財政システムの採用、
- 予算の配分とそのモニタリングに関して十分慎重であるべきこと、及び
- 財源の支出の優先度に関しては十分に地域住民の希望を反映させるべきこと。

2.2 社会状況

2.2.1 伝統的地域社会組織³

(1) 組織機構

農山村部の地域社会は通常、最初に当該地域に定住を始めた単一の部族および居住環境を維持するに必要と考えられ、彼らに従って周辺地域に定住することを許された人々によって発生してきたものである。したがって、多かれ少なかれ、彼らの居住領域は現在の村落とほとんど同じであるということが出来るが、厳密な意味でその境界を特定することはできない。したがって、調査地域の 5 州から収集した資料ならびに聞き込み調査によれば、土着の人々による地域社会は家系的に連綿と続いてきた居住領域を基礎とした、血統的なつながりのある子孫の中から選出された守護者(パトロン)によって指導されたものとなっている。

(2) 社会構造

基本的には 2 つの社会層からなっていることが明らかとなっている。すなわち 1) いわゆる「建国の始祖(この場合は、村落創設の始祖、というべきか)」とその子孫からなるグループで、貴族クラスとも言うべき上流社会を代表する人々からなる社会層、2) 一般人クラスを代表する上記始祖に従って居住を許されている人々ならびに新規参入グループからなる社会層、がそれである。

³ Source: (1) Ensiklopedi Suku Bangsa di Indonesia, M Yunus Melalatoa, Dep Pendidikan dan Kebudayaan 1995, (2) Primary Data of JICA Study 2000.

守護者(パトロン、藩主)は食糧、治安、人々が他の土着社会から独立して存立し得るようになるためのその他の必要事項を決定する責任を有していた。したがって守護者(パトロン)は、通常、村落の責任者、下部村落(集落)の責任者、幹部会(宗教的儀式、治安、水利用等に責任を有する)からなる諮問会議(議会に相当)の補佐を受ける。彼らは自分たちの社会の独自性を維持するべく、独自の言語を発達させ、信仰を培い、慣習法を形成し、行動の規範を育て、軍備を備えてきた。

(3) 話し合い(Musyawah)

話し合い(Musyawah)は、関係者の間で調べなければならない何らかの問題が発生した場合にこれを解決する土着社会の伝統的な方法で、参列者全員が知恵を出し合っ、全員が同意できるような結論を守護者(パトロン、藩主)が採択する、というものである。村落レベルのこうした話し合い機構は伝統的に組織されており、*Rembug Desa* (ジャワ語)、*Karapatan Nagari* (西スマトラ州ミナソカバウ語)などと呼称されており、全社会階層の人々が参加することとなっている。したがって、家系をベースとした地域社会においてはもっとも重要な要素となっている。

(4) 相互扶助機構(Gotong-royong)

Gotong-royong と呼称されている相互扶助活動もまた伝統的におこなわれてきたもので、地域社会内の誰かが自分の能力を越えた問題に直面した場合に、これを解決するために地域社会全体が力を提供し合う機構である。したがって、その問題が解決に至った場合は(つまり当該の問題が当該個人の処理し得る範囲内におさまった場合には) *gotong-royong* は必要ではなくなり、その *gotong-royong* は自動的に終る、というわけである。この *gotong-royong* は特定個人が直面した問題の範囲や種類によりさまざまな形をとることになる。つまり、問題に直面した個人に合わせて柔軟に対処するようになっている(すなわち、何らかの資金が必要になった場合、家屋を建設する場合、農作業の助けが必要な場合、暮しの中で定期的に行われる祭事、等々である。つまり、ある種の社会保証システムともいうことができる)。また、*gotong-royong* は、公共施設(道路、灌漑用水路、飲料水の供給設備等々)の建設や補修といった場合にも行われる。

2.2.2 農民組織

「イ」国における水利組合(WUA)以外の農民組織は、主として2種類あり、ひとつは村落協同組合(KUD)と呼ばれるものであり、他のひとつは農業者グループ(KT)と呼ばれるものである。

(1) 村落協同組合(KUD)

村落協同組合(KUD)とは村落地域で行われるさまざまな業務に対応する機能を有する組合単位である。主な構成員は農家の人々であるが、村落地域に居住するすべての人々はメンバーになることができる。協同組合・中小企業省は地域住民がその村落協同組合を創設するまで、その十全な育成に責任を有する。そのあと、政府は当該 KUD が以下の目的を果たすことを期待し、またそう求める。すなわち、

- 民主主義的な経済活動を実行する住民参加と連帯精神に基づき、地域の経済開発を実現すること、
- 住民全員が平等に福利厚生を享受できるような経済活動を創出すること、及び
- 貧困の軽減に資すること。

KUD は主として以下の3つの機能を有するが、その活動はこれに限定されることはない。すなわ

ち、

- 農作業に必要な投下資機材(肥料や種子など)の販売、
- 営農資金の融資(貸付資金の準備、配分、貸付実行)、及び
- 構成員が属する村落地域のメンバーによる農産品、特にコメの集荷、加工(精米)、市場化。

KUD は、国内の米価政策のなかで農家に最も近い買い入れポイントとして重要な役割が期待されており、政府はコミッション他の優遇処置を KUD に与えている。協同組合・中小企業省によれば、1997 年度末には「イ」国全土で約 8,400 の村落協同組合があるとされており、そのメンバーは 1,000 万人に達するということである。これは約 4,000 の郡(Kecamatan)に対して、2 倍以上にもなる。

KUD 形成の背後にある高邁な概念にも関わらず、多くはうまく機能していないのが現状である。KUD に配布される投入資機材はしばしば遅れて到着するし、そのサービスも必ずしも最善のものとは言えない現状なのである。調達されるコメは政府の定める最低価格(floor price)さえも守られず、しばしばその支払も遅れる。その非民主的なやり方や、不透明な管理のゆえに、多くの農家は KUD を信用しないのが現状となっている。また政府の KUD に対するさまざまな優遇策は、メンバーのところまで届かないのである。農家は常々、KUD の名のもとに個人的な取引業者や商人が利益を享受していると考えている。KUD が農民の組織であるとみているのはごくわずかな農家に過ぎない。

1998 年 7 月、KUD を取り巻く以上の問題への理解から、政府は大統領決定による新しい政策に関する布告を出した。それは、KUD 以外の農山村の組合組織を公式に認める、というものである。この布告により、新しい組合組織がどんどん創設されてくるようになってきたが、その成果についてはいまだ若干疑問視されている。いくつかの事例では、KUD の看板を架け替えただけというような効果しか生んでいないようなものもある。農民と政府は、いまや組合組織の形成に関して、深刻な問題に直面しているということができよう。

(2) 農業者グループ、その他

農業者グループ(Kelompok Tani = KT)はもともと農業普及員(Penyuluh Pertanian Lapangan = PPL)の活動を通じて農業普及を図るシステムとして生まれたものである。特に、米作技術を普及促進するために考えられた組織なのである。この事業は、過去数十年間米作の収量増に目覚ましい成果をあげた。いくつかの地域では、この農業者グループ(KT)を農村部における新しい組合組織(Koperasi Tani)に改組しようとの試みも行われている。現時点では 347,514 の農業者グループ、46,259 の女性農業者グループ、29,184 の青年農業者グループ、48,184 の小規模農業者グループ、19,419 の農業者組合がある。

一般的には農業者グループ(KT)は、以下のような組織からなる。

- 農家グループの代表者 (Kontak Tani)、
- 事務担当員、
- 会計係、
- 総合病虫害管理セクション、
- 地域社会セクション、
- マーケティングセクション、
- 地域社会自助活動セクション、
- 灌漑セクション

農業者グループ(KT)の機能は一般的に KUD のそれよりも優れていると思われる。農業者グループ(KT)は通常、農業普及員(PPL)からの情報を受取り、彼らから農業技術を学び、その指導を受ける機能しか持っていない。農民自身は農業者グループ(KT)を通じて発展的な社会的あるいは経済的活動についてまで考えることを必要としない。ただし、そうした活動が農業者グループ(KT)

に力をつけることになっていくのではあるが、かりに農業者グループ(KT)が農山村の組合組織としての機能までも期待されていたら、KUD とまったく同じ問題に直面したであろう。農業者グループ(KT)が耕運機の共同利用や他の組織活動を引き受けようとしたがために失敗した例は枚挙にいとまがないほどである。

2.2.3 土地所有

(1) 総論

収集した二次データ及び聞き込み調査の結果によれば、「イ」国においては現在法律的に 2 種類の土地所有権があり、5 つの州では検討中であるということがわかった。2 種類の土地所有権とは、a)慣習法(adat)によるもの、及び b)全土に広く普及していた慣習法を十分考慮して、国が(1960 年に)制定した「イ」国土地法によるもの⁴、である。したがって、現在は 2 種類の土地所有形態があることになる。第 1 番目は、慣習的に所有が認められている土地(慣習地、Adat Land)で、これは地方の地域社会をベースとしたものである。土地所有者は個人もしくは地域社会の組織、ないしは団体の所有ということであり、その土地所有権もしくは利用権は当該地域の土地所有権に関する慣習法に支配される。第 2 番目は「イ」国全土をカバーする国有地で、国が定める法律及び規則に従って国の各種機関、地方の組織・団体(慣習法に従った組織・団体であると否とを問わず)、民間会社、個人等々が保有、もしくは利用することができる、というものである。

(2) 国の法律

上記の国が定める法律には下記のような土地に関する権利が含まれている(空間の利用権も含まれている)。すなわち、

権利の形態	特記事項
1. 土地所有権 (hak milik)	「イ」国民及び法人を支配する土地に関する権利で ⁵ 、長期間世代を越えて受け継ぎ、あるいは第三者に譲渡し、売却し、貸与し ⁶ 、また担保物権として利用することができる ⁷ 。
2. 事業用土地利用権 (hak guna usaha) ⁸	耕作、畜産、漁業等のために土地を利用する権利で、最長 25 年の利用権が認められ最低 5ha まで世代を越えて受け継ぎ、あるいは第三者に譲渡し得る。「イ」国民や「イ」国の法律に基いて国内に設立されている法人を支配し、担保物権として利用することができる。
3. 構造物築造権 (hak guna bangunan) ⁹	所有権のない土地に構造物を築造する権利で、最長 30 年までとなっているがその後 20 年間の延長が可能。「イ」国民や「イ」国の法律に基いて国内に設立されている法人を支配し、担保物権として利用することができる。
4. 土地使用権 (hak pakai) ¹⁰	土地を使用し、当該土地の産物を収穫する権利。「イ」国民、「イ」国内の外国人、や「イ」国の法律に基いて国内に設立されている法人を支配する。
5. 土地賃貸権 (hak sewa)	契約ベースで構造物築造のために第三者に賃貸する権利で、「イ」国民、「イ」国内の外国人、や「イ」国の法律に基いて国内に設立されている法人を支配する。
6. 整地権 / 新開墾権 (hak membuka tanah), 林産物収穫権 (hak memungut hasil hutan) ¹¹	「イ」国民のみを支配する。

⁴ Agrarian Laws no. 5 1960, see also Hukum Agraria Indonesia, Prof Boedi Harsono, Djambatan 2000.

⁵ Government Regulation 38/1963, Agrarian Minister Regulation 9/1999

⁶ Government Regulation 24/1997

⁷ Laws 4/1996

⁸ Government Regulation 40/1996

⁹ Government Regulation 40/1996

¹⁰ Government Regulation 40/1996

¹¹ Laws 5/1967 (Basic Laws on Forestry)

7	水利用権 (<i>hak guna air</i>), 漁業・漁獲権 (<i>hak memelihara dan menangkap ikan</i>) ¹²	一定目的のために取水する権利及び/もしくは第三者所有の土地を経由して水路、水域を建設、導入する権利
8	宗教的儀式・祭事ないしは公共利用に供する権利 ¹³	上記土地使用権(<i>hak-pakai</i>)に準ずる。

(3) 慣習法(*Adat Laws*)

この語が最初に「イ」国に持ち込まれたのは、1891年、当時の駐「イ」国顧問官 Snouck Hurgronje によってであった（オランダ語の「*Adatrecht*」）。調査期間中の聞き込み調査によれば、この慣習法 (*Adat laws*)の基本的特色は以下の通りであった。すなわち、

- 特定慣習法に支配されている地域内のみにおいて有効なもので、
- これには不文律もしくは地域内の人々を拘束する行動規範が含まれている¹⁴。(拘束のない慣習法は単なる伝統的な習慣だと理解されている)

慣習法に支配されている地域社会は元来、単一の優勢部族による独立の、ひとつの家系をベースとした支配村落として発生してきたものであるため¹⁵、土地の所有形態は家族の構成メンバーに属するものであった。慣習地を称して「*Tanah Ulayat*」と呼んでいる所以である。

この土地所有者に付与されている慣習法による土地の所有権は、地域の村落社会といえども、種族によって多岐にわたる。基本的には、その権利には、新規の土地開墾権、生活や農作業のための水利用権、慣習法に基く狩猟や漁業等を含む林産物の収穫権が含まれている。したがって、土地に関する権利は個人の土地所有(*tanah milik*)を全面的に認めるものである。だからこそ、相続もし得るし、賃貸もできるし、産物の分け前も要求できるし、融資等の担保物権にも供し得るのである。しかし、交換、売却、あるいは外部の人々に対する融資の担保に供するためには当該地域社会の許認可に基かなければならない。地域の村落社会に属する人々のためにのみ利用されてきた慣習地(*Tanah Ulayat*)は、近年、政府の施設、集会所、モスク、墓所、市場、その他の公共施設としても利用されるようになってきた。このタイプの慣習地は、地域の村落社会の行政体によって認可されるものであり、村落社会の行政体の認可なくして他の目的に利用することは禁じられている。

2.2.4 社会・文化的男女差異（ジェンダー）

性差に関してはこれまでの加速的な変化により、急速に変化しつつある。また、おそらく注目に値すると思われる進歩は、将来の改革と民主化は必然的なものとなるのではないか、ということである。しかしながら農山村地域では、都市部とは異なる様相がみられる。入手した資料¹⁶及び対象5州に対する聞き込み調査の結果にみる限り、その様相は以下の通りである。すなわち、

- 基本的には、女性は生産もしくは再生産の役割を担う、というのが伝統的なものである。それに対して、男性は自分たちの財産を守り、村落社会を防衛するのがその役割ということになる。

¹² Laws 16/1964, 11/1974

¹³ Government Regulation 28/1977, 40/1996

¹⁴ Meninjau Hukum Adat Indonesia, Prof Mr Dr Soekanto, Rajawali Pers 1996.

¹⁵ Source: (a) Field visits of JICA study Team 2000, (b) Ensiklopedi Suku Bangsa di Indonesia, M Yunus Melalatoa, Dep Pendidikan dan Kebudayaan 1995, (c) Sumatera, Java, and the East of Java – Periplus Editions 1991, (d) Hukum Kekerabatan Adat, Prof H. Hilman Hadikusuma SH, Fajar Agung jakarta 1987. See also Chapter 2.6.1. Traditional Community Organization of this Progress Report

¹⁶ Ensiklopedi Suku Bangsa di Indonesia, M Yunus Melalatoa, Dep Pendidikan dan Kebudayaan 1995. Sumatera, Java, and the East of Java – Periplus Editions 1991. Hukum Kekerabatan Adat, Prof H. Hilman Hadikusuma SH, Fajar Agung jakarta 1987.

- 核家族が支配的な家族形態であり、夫が家長で、妻子を守るというものの一般的であるが、女性は依然として旧来の地位にあり、家内のこまごまとしたすべてのことに責任がある。女性は、その第一の責任として、子供を守ることが当然の義務とされており、家計のやりくりもすべて女性の仕事である。したがって日々の家内の決断をするのはほとんどが女性である。
- 一方、男性は家族のために田畑を耕作し、属する地域社会を守るのであるが、女性も家業として作物の植付けやその後の手入れ、収穫、加工、市場への運搬に参加している。
- 教育が広く行われ、職の機会も増えてくるにつれて、女性が次第に積極的になってきており、実態はかなり変化してきているにも関わらず、日々の家内の決断を行わなければならないという女性の立場は依然として放置されたままである。
- 上述のような仕事の分担が実状であることから、通常、女性は連日、夫よりも長く働かざるを得ない状況にある。
- したがって、この同じ理由により、女性は日々の、たとえば水田への水やり、手入れ、収穫等々といったような家内の仕事に熟知することになる。彼女たちはまた、値踏みのプロセス、貯蔵による損失率、消費のパターン、利用可能な市場とうについてもよく知っている。
- 上述のすべては、関連の利用可能な資源についても、その最適利用方法についても、その管理の方法についても、女性の方が男性にくらべて段違いの知識を我がものにしており、ということをお話しており、したがって、男性が一般的に持っている関心の対象とはまったく異なる計画についての認識を持っており、またその戦略も持っている。

2.3 インドネシアの農業

2.3.1 農業生産

(1) 食用作物（コメ、パラウィジャ(パラウィジャ)¹⁷および野菜類）

「イ」国の主要作物はコメであり、収穫面積ベースで主要作物面積の約6割を占める。コメは収穫面積約1,150万haで生産量は約5,000万トンというのが近年の実績である。

畑地では、パラウィジャが現在でも主力作物である。パラウィジャは、その主たる役割を食用から飼料用に変換されつつあるが、かなりの量が、特に低所得層の人々の間では、コメの代用品として消費されている。パラウィジャの生産高は、1990年代中頃まで増加傾向にあったが、近年は落ちてきている、特にサツマイモ、ラッカセイおよびダイズが該当する。近年のパラウィジャの収穫面積は約650から700万haになっている。

野菜は、収益性に優れ、需要が増加傾向にあることから、今後大きな収入源になると期待されている。しかし、主力野菜6種の収穫面積と生産高は近年停滞したままである。主な野菜20種の収穫面積は約90万ヘクタール、すなわち、主要食用作物の総面積の5%弱である。園芸作物に関するデータは若干不十分で、現状を明確に把握できるに至っていない。

(2) エステート作物

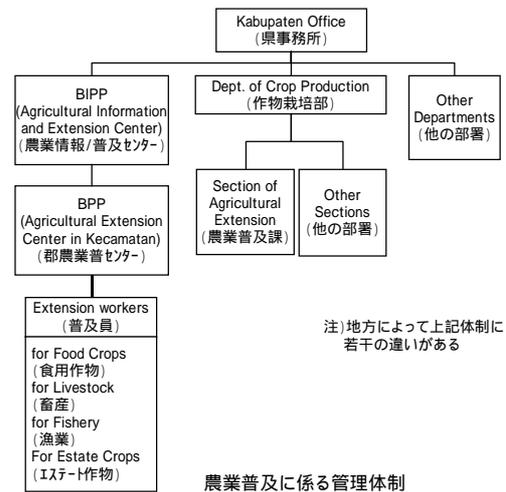
エステート作物はインドネシア農民の収入の増加に多少とも寄与していると思われるが、そのデータが不足しているため、生産状況を明確に知ることは難しい。

¹⁷ 乾季に栽培される2次作物の総称とされるが、コメに次ぐトウモロコシ、キャッサバ等の塊根類、ダイズ等の豆類を含み主要畑作物と呼ばれることもある。本報告書ではパラウィジャと称する。

2.3.2 農業支援制度

(1) 農業普及サービス

農業普及サービスは、当初、コメ増産プログラムの推進手段として開発されたものである。この普及サービスの行政組織は数回変更されたが、サービスの中味は常にコメ増産プログラムとの密接な関係を維持し続けてきた。普及サービスは新組織に基づき、資金供給は県（*Kabupaten*）レベルで行うように勧告されている。右図は、この普及サービスの行政組織の典型的な構造である。



この新組織は、行政の地方分権政策に従う目的で作られたものである。この新組織は、現地の状況に合わせた、農業の多角化と農業関連産業の振興に役立つと期待されている。過去数年間にわたり、多くの *BIPP* (農業情報・農業普及センター) と *BPP* (農業普及センター) が新組織制度に則って設立された。

普及担当職員が農業の多角化と農業関連産業の振興に重要な役割を果たす筈であるが、農民の側には、コメ以外の作物の開発には余り役に立って貰えないのではないかという疑念がある。これは、今までの政府の政策がコメの自給自足に重点を置いてきたことを考えると、もっともなことである。普及担当職員は新たな要求に応えるために、専門知識を更に深める必要がある。又、普及担当職員の業務範囲が時として広すぎ、農民の希望を取入れたり、農民の問題に手を貸す余裕がないことがある。普及サービスに割当てる予算が不十分なため、事態を悪化させている。

右表は現在の農業普及職員の編成を示している。県（*kabupaten*）が独立自治体になった暁には、この組織は、県のニーズや資金力に合ったものに調整されると見られている。

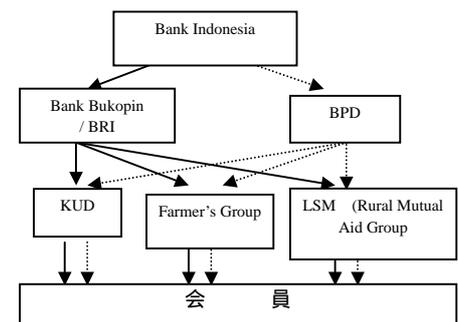
農業普及組織数

部署	数
県農業情報センター	334
郡農業普及センター	3,560
普及員	37,333
(県レベル)	(5,994)
(郡レベル)	(30,586)
(その他)	(753)

出典：MOA

(2) 融資

農機具のような資本財を購入するための融資は、地方建設銀行(*BPD*)のような金融機関が提供する。短期あるいは季節型融資については、主として *KUD* (*Bank Bukopin - KUD*) および *BRI* (*People's Bank of Indonesia*) 経由の正式融資ルートを通して *KUT* (農業事業融資) が提供されてきた。しかし、この *KUT* プログラムは、特に近年の貸付金回収率低下のせいで、必ずしも成功してきたとは言えない。



公式な農業金融の流れ

KUT の当初の目的は、コメ増産プログラムに必要な、例えば肥料、種子、農薬等の原材料購入のための融資を提供することだった。*KUT* を利用する農民は、*KUD* の販売チャネルを通じてこれらの原材料を購入することになっていた。融資対象農民の対象枠を広げた後でも、*KUT* の主な利用者はコメ増産プログラムに参加している農民に止まった。図は、*KUT* の正式融資システムを示している。

KUT 制度の下、インドネシア銀行はこの補助金つきローンを *KUD* 及び *BRI* ルートで提供した。

1998/99年、政府はKUT制度を手直しし、農業生産全般に利用できるようにしただけでなく、融資窓口を増やしNGO(民間組織)や幾つかの指定銀行が含まれることになった。KUT融資の総額は、協同組合と中小企業省(Ministry of Cooperatives and Small and Medium Enterprises)によると、前年度の約20倍に跳ね上がったとのことである。当時の融資手続が若干杜撰であったせいも、1998/99年度の返済レベルは、前年度の85%に比べ、約20%に落ち込んだ。2000年8月22日付ジャカルタ・ポスト紙は、2000年度中のKUT回収率は融資残高に対し30%程度になるだろうと金融機関総裁の言として報道している。

同ジャカルタ・ポスト紙は又、インドネシア銀行が昨年独立機関に変身後KUTのような特殊ローンを扱えなくなった関係で、政府がKUTに代わる新しい融資計画を準備していると述べた。新しい融資制度はKKP(食糧安全保障融資)と呼ばれ、2000年10月に開始された。KUTが14種類のプログラムを対象としていたのに対しKKPはコメ、ダイズ、トウモロコシ、養鶏を含む6種類のプログラムを対象としている。KKP制度では民間商業銀行や地方開発銀行が主要作物生産に対して10%、エステート作物生産や畜産に対して6%の利子で貸付を行っている。政府は金利への補助金を支出するのみであり、その補助金も2004年には廃止されるとされている。KUTではKUDやBRIは単に資金を流す役割を担うだけで、貸付金の回収はインドネシア銀行のみが責任を負うことになっていたが、KKPに参加する銀行は資金回収にも責任を負うことになっている。銀行団は総額2兆ルピア強の資金を2000/01年のKKP実施のために用意することを表明しているが、2001年3月16日現在の融資総額は約350億ルピア(資金の1.68%)に止まっている。銀行は、KUT資金回収や担保の問題から、本心ではKKPの貸付に積極的でないとみられている。

多くの農民は、短期融資については未だに非公式セクターに頼っている。この方法には、正式手続のもつ煩雑さがなく、農民にとって簡単に融資が受けられる利点がある。幾つかの調査結果によると、借り手と貸し手(商店経営者、精米業者、コメ問屋、地域社会の金融グループ)間の信頼関係が確立しているところでは、貸出条件は一般に考えられているほど厳しいものではない。色々な理由で、貸し手は、自分の商売のためにも貸付条件を常識的な内容にとどめておく必要があるためである。他にも、農業普及プログラム、国営の種子会社及びNGOsを含むその他の組織が提供している融資制度がたくさんある。

(3) コメ増産プログラム

1965年に、政府はコメの増産を図るためBIMAS(Mass Guidance)プログラムを発足させ、新種作物、肥料、農薬および灌漑や拡張活動の統合政策を打ち出した。このコメ増産プログラムは、その後その名称と内容が時々変えられながらもいまだに維持されている。このプログラムは今まで政府が実施してきたプログラムの中で最も成功したものの一つといえる。

増産プログラムは現在、全国的にコメ、トウモロコシおよびダイズを対象とするようになっている。KUTが農民に対する唯一の直接支援策であるが、農業省は普及サービスを含む各種プログラムのために必要となる投入財のタイムリーな供給を保障する調整業務を行っている。農業省によると、2000年中のコメおよびその他作物増産プログラムにあてられたKUTの総額は約8兆ルピアに上る。右表は2000年度の増産プログラムの目標面積を示している。

作物栽培面積の目標(2000年)

作物	面積(ha)
コメ	8,347,750
メイズ	2,745,050
ダイズ	882,610
計	11,975,410

出典：MOA

2.3.3 作物多様化、アグリビジネスおよび収穫後処理

(1) 作物多様化

政府は、現在の農業開発計画に含まれている二つの主な目標はコメの増産と作物の多様化であると云っている。野菜、果物、食用獣肉および観葉植物や花卉に対する国内需要は年々着実に伸びてきている。1997/1998年の経済危機は、経済のマイナス成長をもたらし、短期的には不確実的要素をまだ残しているが、経済が立ち直ると需要はまた増えると見込まれる。コムギ、ダイズ、野菜、食用獣肉および卵が「イ」国においては比較的高いプラス方向の所得弾力性を持っていることを示している。

西ジャワ州における主要野菜の収益を検討した結果以下のような問題点が明確化した（詳細な計算内容は ANNEX-A に示した）。

- ナス以外の野菜はコメよりも収益性が高い
- ほとんどの野菜の価格変動（最高値と最安値の差）は大きい
- 全ての野菜の生産費はコメよりも高い
- 生産費が多く必要なものほど収益性が高い

農民は、高い生産費の負担、より集約的な管理、市場情報の収集を厭わなければ、野菜栽培からかなりの利益を上げることが可能と考えられる。ただ、現在の農家の認識や他の様々な状況を考えた場合、作物多様化を推進するには契約栽培が一番現実的な対応と思われる。また、多様な作物への需要を喚起する確実な経済成長が、最も基本的な条件であることが明らかである。

(2) アグリビジネス

アグリビジネスの促進は現在流行の概念の一つであるが、その促進が何を必要とし何を意味するかについて真剣に考えないでよく口にされているように思える。「イ」国で述べられる場合、アグリビジネスの開発とは主に輸出市場および外貨収入から得られる利益に関係しているように思える。しばしば引き合いに出されるのがタイの成功例である。タイでは多くの輸出指向のアグリビジネスが創設された。だが、この成功の背景を調査し、環境に対するマイナス影響並びに農民達の収入に大した影響を与えられなかった理由を評価することが賢明である。

農産物の国際価格は、短期的には常に変動し、時には生産者をいらいらさせる。この変動が投機によってもたらされることもある。主要農産物の国際価値は過去 20 年間の間に著しく下落した。多くの農産物は 1980 年の水準の半額以下になってしまっている。世界銀行の予測によると、来る 10 年の間に上昇すると考えられるものはほとんどない。輸出指向型農業を手がけようとする場合、この状況をじっくり検討してみるべきである。

「高い生産コスト」は「イ」国の輸出志向農業が抱える問題の一つである。例えば、コメのみならずメイズやダイズにしても現時点で国際競争力は無い。これらの作物は「イ」国の全作物を代表しているわけではないが、そのコスト構造は全体的状況を反映し勝ちである。コスト（原価）は世界の標準からすると高めである。その理由として、自作農が少ないこと、不利な分益小作システム、低い生産性、高い原材料費、および効率の悪い販売方法が挙げられる。政府にとっても、一朝一夕にあらゆる必要な対策を講じて、「イ」国の農民達の地位を上げるなどはとうていできない相談である。

輸出指向の農業関連事業に幾つかの明白な利点があることは確かであるが、2 億人という人口を抱える「イ」国の巨大な国内市場に重点を置くことを勧める。収入が増加するにつれ、加工食品に

対する需要が増えるはずである。国内市場を重視する政策は、農産加工業の発展を促し、輸出指向事業より多く農民の直接収入を発生させると考えられる。

農業関連事業には、農場の機械化ビジネス、種子ビジネス、食品の一次加工、副産物から作る手工芸品等多種ある。精巧な機械類やしゃれた施設なしに、これらの農業関連事業は田舎で十分やってゆける筈である。

作物の多様化同様、民間企業との共同事業が、田舎で農業関連事業を促進するための最も実際的な方法であると考えられる。あいにく、殆どの農民は農業関連事業のあらゆる側面を管理する能力を持っていない。彼等はまた、今までの、政府が *KUD* 促進政策を通じて農業関連事業の振興のために行ってきた試みを否定的な目で見勝ちである。民間セクターの参加を得ることが、農業関連事業の発展を助長するための最良の取り組み方であると思われる。

(3) コメの収穫後処理

ほとんどの年で籾価格が収穫盛期に値下がりすることから、農家が収穫後のコメをある期間保管し価格が上昇した時に販売することが推奨されている。しかしながら、以下の理由からそのようなことが多くの場合困難であると理解されている。

- 農民はコメや他の作物の収穫のみならず、次の作付け準備作業でかなり忙しい
- コメ収穫盛期はまだ降雨量が多く、農家が収穫したコメの乾燥精選を行うのが難しい
- 農家は、籾を長期間貯蔵する空間や施設を有していない

政府は農民に対し、コメの収穫後処理活動に対する価格優遇策を講じている。具体的には、籾の政府支持価格が、未乾燥・未精選籾、半乾燥・半精選籾、乾燥・精選籾の3種類について設定されており、未乾燥・未精選籾と乾燥・精選籾の価格差は現在 Rp.380/kg である(Annex 表 A.2.4 参照)。そして、*KUD* が販売事業も含めた収穫後処理の拠点となることが期待されている。しかしながら、*KUD* の活動は期待を遙かに下回るものであり、事業は余り活発でない。

以上述べた困難や問題があるとはいえ、収穫後処理活動の改善は農民の収入を向上させる確実な対策のひとつである。この対策には、政府の指導が必要なだけでなく、コメ価格の低迷に対抗するために、農民達自身で収穫後処理活動を向上させる努力が必要となる。

2.3.4 農家経済

(1) 米作投入材の使用とその効果

コメ生産農家は多くの発展途上国に比べ、より集中的に農地用原材料を使用している。従って、相応の高い収穫をあげている。下表は、調査の対象地域となった州、ジャワ島内、ジャワ島外、および全国のデータである。

下記データは、農地用原材料の使用量にジャワ島内とジャワ島外で大きな格差があることを示している。両者間の産出高の大きな開きもその格差からくると考えられる。

インドネシアでの農業投入材

州	*コメ収量 (ton/ha)	*肥 料				*農 薬 (kg or L/ha)	*輸入種子 利用率	**灌漑水田 比率
		尿素	燐	その他	計			
西スマタラ	4,379	139.74	79.50	23.46	242.70	1.87	29.8	65.5
西ジャワ	4,493	218.42	105.90	23.99	348.31	8.44	53.7	71.0
ジョグジャカルタ	4,512	231.36	67.72	34.25	323.33	3.18	65.5	82.1
東ジャワ	5,062	320.72	98.14	46.57	465.43	3.09	64.3	76.3
NTB	4,238	230.50	46.20	7.12	283.82	0.62	51.0	79.2
On-ジャワ	4,818	269.87	108.00	39.80	417.67	6.00	63.7	72.5
Off-ジャワ	3,609	116.87	45.60	22.85	185.32	2.30	29.7	45.9
インドネシア全国	4,204	192.22	76.33	31.67	300.22	4.10	46.4	56.2

出典：Struktur Ongkos Usaha Tani Padi Dan Parauijja 1998/99, BPS (*), Statistik Potensi Desa Indonesia 2000, BPS(**)
注：ジャカルタ、マルク、イリアンジャヤは除く

本調査では、主な原材料の使用と実際の産出高との相関関係の分析を、地区別実績と比較しながら行った。

右表は、肥料、特に尿素、がコメの産出高を上げるための最も重要な原材料であることを示している。種子の品質と灌漑にはかなりの相関関係があるが、農薬（殺菌剤、殺虫剤等）にはない。

Correlation between Major Farm Inputs and Rice Yield

Factor	Correlation (R ²)
Fertilizer input	0.7255
Urea input	0.7650
% of purchased seed used	0.5705
% of paddy field irrigated	0.5408
Agro-chemical input	0.3477

Source: Struktur Ongkos Usaha Tani Padi Dan Parauijja 1998/99, BPS, Produksi Tanaman Padi dan Parauijja Di Indonesia 1998, BPS

農民は、特にジャワ島外の州において、尿素有、たとえ現在一般的なコメ品種に対しても、もっと多く使用することで生産高を増やせると考えられる。しかし、肥料が最も欲しいときに、値段が高すぎたり、品薄であったりして十分な肥料を投入できなかったとこぼす農民が多数いる。尿素有の価格を安定させ、その販売システムを強化し、肥料をもっと使用することを促進する政策が実施されれば、コメの生産高にかなりの影響を与えられること必至である。

(2) 肥 料

1) 生産と販売

窒素肥料、主として尿素、および燐酸肥料は、「イ」国においては肥料メーカー 6 社が生産している。これらはすべて一つの持株会社の管理下にある国営企業で、一社は国有の合併企業である。カリ肥料はすべて輸入されている。

1998 年 12 月に、政府は国内の肥料取引を自由化した。それ以前は、PT. PUSRI が、窒素・燐酸肥料の一手代理販売権を持ち、全国の県レベルまでの固定価格販売による供給を受け持っていた。自由化に伴い、複数の会社が販売するようになり、価格統制は撤廃された。同時に、政府は肥料の輸送補助金制度も撤廃した。自由化前は、県レベルから先の肥料の販売は、民間の商人（卸売商および小売業者）および KUD のような協同組合によって取り扱われていた。

国内の肥料取引は自由化されたが、肥料生産と流通は依然かなりの量を PT. PUSURI が支配している。この会社は、上記 6 社の肥料会社を統括する持株会社を管理することで生産、販売、価格設定等強力な影響力を持っている。これらの肥料会社に供給されている天然ガスの価格はまだ政府が設定している。このような独占構造は、肥料の販売方法と価格設定方法の硬直化をもたらす原因になっている。

2) 価格

原材料、特に肥料の価格の高騰は農民達が最も危惧していることである。政府のデータによると、1998年度における肥料代は生産コストの28%を占めている。使用される肥料のうち、最も重要なのが尿素である。

尿素価格は肥料流通自由化後急激に上昇した。流通自由化は皮肉にも、尿素や他の肥料価格上昇の契機となったのである。いっぽう、籾価格は1999年以来低迷しており、その時から未乾燥・未精選籾の価格は重量ベースで尿素価格を下回っている。2000年の収穫最盛期には、その差がRp.400/kgにまで広がっており、この価格差は、農家の増産意欲を削ぐには十分すぎる差となっている。もし、このような価格差が長期間続くようであれば、コメその他農産物の生産に負の影響を与えることは間違いない。

(3) コメの新種および種子生産

1) 新品種

幾つかの調査結果によると、コメの品種改良の研究は、特に1990年代の間、停滞気味であった。この結果、農民達には余り品種の選択肢が与えられていなかったことを意味し、ここ数年来コメの生産高が何故ほんの僅かしか増加していないのかを説明する理由とされている。1987年に発表されたIR64が今でも最も人気のある品種で、全国の作付面積の50%以上を占めている。1990年代中に水田用の多収量品種として発表されたものは約20品種とされている。

IR-64が圧倒的な優位を占めるとはいえ、中央コメ研究所(Central Rice Research Institute)が発表した幾つかの新種は農民達の間で好評を博した。「イ」国のコメの育種家達は過去10年間IR-64にまさる新種を提供できなかったとはいえ、彼等の立派な業績は正当に評価されるべきである。

中央コメ研究所は、1haあたり10トンの潜在的生産性をもつ穂重型品種系統を数種類持っている。うち数種は、ツングロ・ビールス、白葉枯れ病、イモチ病、トビイロウンカに対する高い抵抗力を持ち、また幾つかは、鉄分を過剰に含む土壌や、酸性度の高い土壌に適応力を持つものがある。これらは特にジャワ島外の地域で重要となる特性である。

2) 種子生産

国営種子会社であるPT. Sang Hyang SeriとPT Pertaniの2社は、主に改良種の種子を生産している。彼等は種子請負栽培者を使って、農民に提供する保証種子の増殖を行い、その種子を自社工場で作製している。彼等は販売のネットワークも持っている。農業省によると、1999年と2000年にそれぞれ135,422トンと170,284トンの普及用種子(extension seeds)が生産された。両年の種子生産量は、需要に見合った十分な量であった。

しかし、農民は種子の品質に問題ありと云っている。農業省も、コメの種子生産と販売にはその他にも幾つかの問題があることを認めている。例えば、下記のような問題である：

- 遠隔地における販売網が未整備であること。
- 生産された種子の種類と農民達の欲しがっている種類にズレがある。
- 需要度が高い時必ずしも入手できるとは限らないという供給不安定性がある。

(4) 農薬

作物が病害虫の被害にあったという農民は数多くいたが、それによる損失は、コメ生産全体には、

重大といえるほどのものではなかった様子である。1988年1月、政府があのような好結果をもたらしたIPM(病害虫総合防除)プログラムを打ち出した時点で、政府は農薬に対する補助金制度を全面的に撤廃したが、その後もコメの生産高は着実に伸びた。農民は被害を過大に評価し勝ちである。被害状況を現場で直接目にしている者の評価は得てしてそうなり勝ちであり、過去の事例では、農薬を過剰申請する傾向があった。IPMプログラムを実施することで、農薬の使用量がかなり減った。

(5) 農場の機械化

耕耘機の賃貸サービスが人気を呼びつつあり、多くの農民達が作付け準備に耕耘機を導入することに積極的な姿勢を示している。中には、作付け準備期間中の人手不足を問題にしている農民もいる。一方、耕耘機の数に農民達の需要に合致しておらず、メーカーによると、耕耘機に対する需要はまだ増加の一途にある。試算によると、耕耘機の必要数は約273,500台で、現在の稼働数は110,000台である。コメの生産コストの約13%を占めると見積もられている作付け準備コストを節減し、準備作業期間を短縮することで最大限の土地利用を図るには、機械化が望ましい。現状では、耕耘機が最も適切と思われる。

耕耘機は概して高価すぎて、普通の自営農には手が届かないが、農民達がグループで購入し、共同使用をする良い機会であると見ることもできる。だが、メーカーは、このような使用には多くの問題が絡んでいるので、勧められないと言っている。もう一つの代案は、個人が自分の資金または借入金を出して、請負サービスを開始することである。

コメ農家にとって、刈り入れはもう一つの大きな負担である。政府の統計によると、コメの刈り入れコストは賃金を含む全生産コストの約20%を占めている。東ジャワには巡回脱穀サービスなるものがあり、車に脱穀機を乗せて特定の地域の農家を巡回している業者がいる。このサービスを利用すると従来方式よりは安上がりで済む。しかし、伝統的な刈り入れ方式であるBawon¹⁸システムがこの巡回脱穀サービスの普及の妨げになっているように見受けられる。Bawonは、地方では、土地によって条件が異なっているに拘わらず、依然有力で、多くの人々が、特に小農家や農業労働者に対する雇用機会が少ない地域では、Bawonから得られる収入を、彼等の総収入に占める重要な一部として、あてにして生活している¹⁹。

(6) 作付けのパターンと作付け率

どこの農家にも言えることであるが、収入はその土地の支配的な条件によって大きく左右される。本調査の対象エリアでは、殆どの農家収入の範囲を合理的に示す或限定数のシナリオを特定することが可能である。

本調査の調査対象地域は灌漑農地で、その農家が、雨季の一作については、殆ど一様にコメを栽培している場合である。この作物は、洪水や病害虫の大きな被害に遭わない限り、一般的に成功率の高い作物である。水不足が発生する可能性もあるが、通常それが重大な事件になることはまずない。殆どの農家は高収量品種を植え、適量の肥料を使い、4.5から5.5トンの乾燥・精選籾の収穫を期待している。

¹⁸ Neighboring farmers and farm laborers gather around a paddy field just before harvesting, and then they participate in the harvesting and threshing. Rice farmers basically accept, every person come to the field. The participants are given a part of paddy grain harvested and threshed in reward for their works. It seems that this system originally started among farmers with a spirit of "Gotong Royong" to share a work burden in the peak-harvesting season. However, it comes to be the substantial income source for small-scale farmers or farm laborers. In some cases, voluntary platoons for "Bawon" move around wide area in rice harvesting season and sometimes force an rice farmer to start harvest based on their moving schedule.

¹⁹ 松田藤四郎/金沢夏樹編、ジャワ稲作の経済構造、1988年、(財)農林統計協会

年間の残る 8 ヶ月の活動は大きく変わってくる。水の量が適度に豊富であれば、農家は少なくとももう一作、場合によっては二作、コメを栽培する筈である。成否は主に水の供給状況にかかっている。勿論、他にも損害を引き起こす潜在的な危険はある。よくあることだが、水の供給に若干の制約がある場合、農家には幾つかのオプションがある。その一つは、灌漑エリア全体を水の需要度が高い作物用（主としてコメ）の地区と水の需要度が低い作物用（例えば、ダイズ、ラッカセイ、リョクトウ(green gram)またはトウモロコシ）の地区に分けて利用する。もう一つは、使えるだけの水を全部コメの生産に使い切り、余った土地は休閑地にしておく方法である。

殆どの灌漑システムは、5 年間のうち 4 年間は、少なくとも 2 毛作までできるようになっていると一般に考えられているが、現実にはコメの 2 毛作を可能にする程度の潤沢な水がいつでもあるとは限らない。2 シーズン目の作物は、殆ど全部の作付面積につきコメ以外のものになることが普通である。3 番目の最も乾燥度の高いシーズンには、コメの栽培ができない場合が多いので、パラウィジャを植えるか、自分の土地の全部または一部を休閑地にしてしまうかの何れかにする傾向がある。コメの 3 毛作を達成することは、たとえ水の条件が整っている場合でも、収穫から作付けの間合いが非常に少ないため、かなりの困難を伴う。

水の備蓄がある場合を除き、乾期の水の供給には不安がつきまとう。殆どの保有地は極めて小さく、概して貧農が多いので、彼等はリスクを冒して、水の供給は問題ないだろうと考え、作付け面積をできるだけ広くとろうとする。多年平均で見た収穫量は、雨季の収穫量に比べ下回る傾向がある。部分的或いは全面的な不作に見舞われる可能性があり、それが平均収穫量に大きく影響するせいである。

年間作付け頻度は 1 回弱から約 3 回の範囲内にあるが、約 2.35 回の作付け頻度を達成している殆どの農家は恵まれていると考えるべきである。多くの地域では作付け頻度が更に制限され、調査対象として選ばれた中にも 1.95 回というのがある。

(7) 作物からの収益

本調査では代表的営農形態別に現時点での作物からの収益性の分析を行った。本調査期間中、農家を取り巻く社会経済条件は良好とは言えず、多くの問題が農家に降りかかっていた。特に、原材料費が急速に高騰しつつある中で、作物価格が昨年度の価格より下回っていたという問題があった。この種の問題は、遠隔地では、輸送コストが生産物と原材料両方の価格に大きなマイナス影響を及ぼすので、深刻である。

本分析の作付けパターンは、1 作目の雨期および 2 作目のシーズンにもコメが主作物になっているパターンと、2 作目のシーズンでパラウィジャがより大きな比率で入ってきているパターンの 2 通りの作付けパターンについて検討した。（ダイズをパラウィジャの代表的作物として選んだ。）

また、一つは好ましい条件で、生産高は適正、作物価格は調査した価格の中でも最も高値に属する範囲内の価格、そして原材料価格は遭遇した価格の中でも最も安値に属する範囲内の価格と仮定した条件である。もう一つの好ましくない条件の方は、上記の仮定を全部逆にしたものを含む 2 つの条件が想定されている。

分析結果は以下のように取りまとめられた。（詳細は Annex A 参照）

代表的作付けパターン、経営形態別の単位面積あたり農業収益

作付けパターン	作付率 (%)	状況	家族労働投入	年間労働日数 (日・家族/年)	土地所有状況	農業収入 (千 Rp/年/ha)
Rice dominant	235	良	一部	123	自作	8,252
Mixed	235	良	一部	123	自作	8,050
Rice dominant	195	良	一部	102	自作	6,907
Mixed	195	良	一部	102	自作	6,598
Rice dominant	235	不良	一部	136	自作	2,643
Mixed	235	不良	一部	135	自作	2,587
Rice dominant	195	不良	一部	113	自作	2,210
Mixed	195	不良	一部	112	自作	2,124
Rice dominant	235	良	一部	123	小作	1,594
Mixed	235	良	一部	123	小作	1,552
Rice dominant	195	良	一部	102	小作	1,336
Mixed	195	良	一部	102	小作	1,271
Mixed	195	不良	一部	112	小作	-1,688
Rice dominant	195	不良	一部	113	小作	-1,814
Mixed	235	不良	一部	135	小作	-2,074
Rice dominant	235	不良	一部	136	小作	-2,156

年間ベースで 1 ha あたりの収益を上記の選択作付けパターンと作付け頻度にあてはめると、年間純収益の試算値が得られるが、最高純収益は約 825 万ルピアになると見積られる。それより低い純収益の例も各種試算・紹介し、最も低いところでは、分益小作人が欠損を出すことは決して珍しいことではないことを示している。

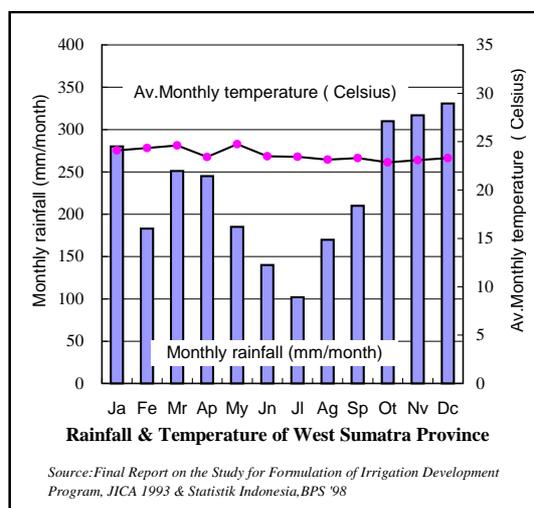
殆どの農家の保有している灌漑地は 1 ha に満たず、ジャワ島の農家の場合、その多くの平均面積は 0.25 から 0.4ha の間でしかないことを知っておく必要がある。

2.4 調査地域

2.4.1 自然条件

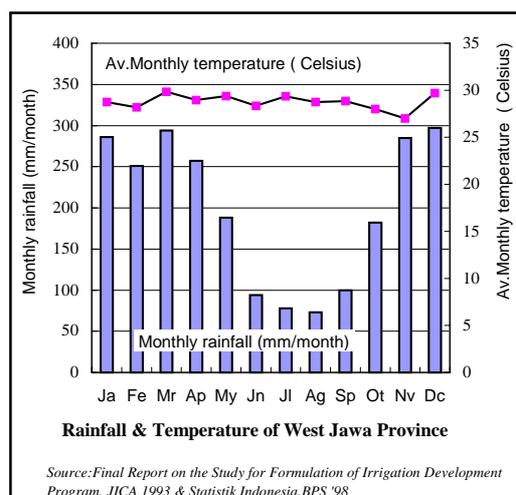
(1) 西スマトラ州

スマトラ島を縦貫する石灰岩を基岩とする背嶺山脈がこの長方形の広がりを持つ州の地形条件のもととなっている。背嶺山脈は同じ方向に多くの峡谷や山岳湖沼を包含しつつ北西 - 南東方向に同州を貫く。標高は南西側のインド洋から北東方向の内陸山岳域に向いつつ、急激に上昇し、概ね平均海面標高で 1,200m で背嶺山脈の頂部に達する。起伏に富んだ山岳地形は丘陵域での灌漑・非灌漑農地や林業のほか、観光産業が賑わう状況の背景となっている。隣接する北スマトラ州から楔が貫入するように縦貫する背嶺山脈からインド洋に流下する幾筋もの河川が供給する土砂で発達した海浜平野が西方より南下し、州都のパダン市に達する。この海浜平野は 170km におよび、灌漑水田や漁業および地方都市を包含している。農地の大半は丘陵、山岳域を流下して来る河川を利用して営まれており、多様な作物を栽培している。



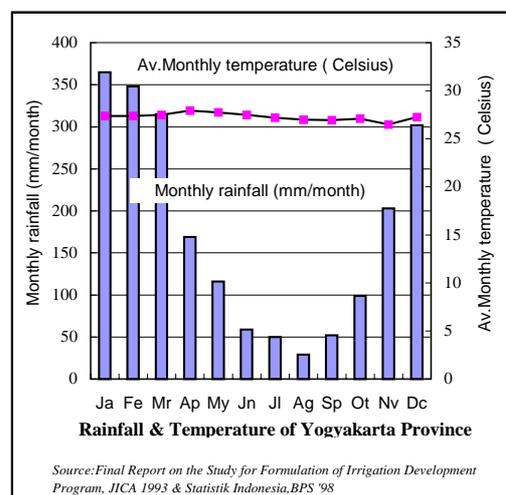
(2) 西ジャワ州

43,177 km² の広がりを持つ同州は東西に約 300km、南北に約 150km の広がりを持つ。地勢的には大きくジャワ海に沿う海浜平野から北方への広がり、南側のインド洋まで続く山岳域の 2 つの地域に大きく分けられる。特に、南側の山岳域で東西に走る山稜はジャワ島の背骨のように東ジャワ州まで連なっている。ジャワ海に面する海浜平野は、山岳丘陵地帯より北流する多くの河川を水源として、古くより農業生産地帯として栄えてきた。最近 20 年間は同地域で工業化、都市化が急激に発達した。首都ジャカルタ市はこの海浜平野の一部にある。同州内での経済活動は多岐におよび、他州と比べると農外産業と農業がいたる所で混在している。



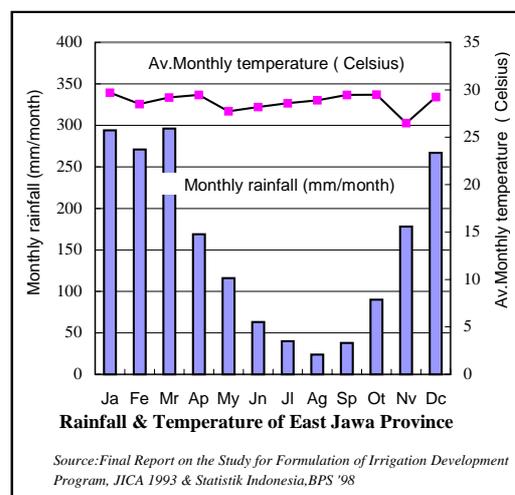
(3) ジョクジャカルタ特別州

同州はジャワ背嶺山脈の鞍部に位置し、インド洋に望む南側を除く周辺を高い山稜で囲まれている。広がり、東西方向で約 100km、南北方向で約 50km である。西側部分は標高 2,911 m のメラピ山 (Mount Merapi) の南斜面で被われ、インド洋に流入するプロゴ川 (Progo river) がもたらした沖積平野が発達している。一方、東側は中央ジャワ州のスラカルタ市 (Surakarta) とインド洋を結ぶ回廊に広がる台地で被われている。メラピ山の南斜面はモンスーンが運ぶ降雨を起源とするプロゴ川とその支川が供給する潤沢な水で灌漑が行なわれているが、同州東側の台地までには至らない。観光業が活況を呈し、農業生産は他の州と比較すると非常に多様化した作物を産する。



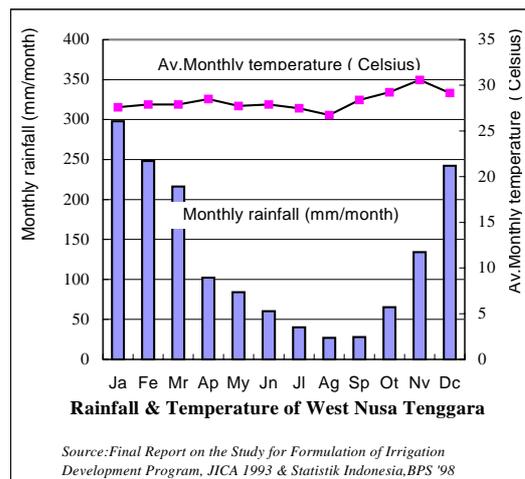
(4) 東ジャワ州

東ジャワ州はジャワ島の最東端に位置し、ジャワ本島と隣接するマドゥーラ (Madura) 島より成る。東西に 400km、南北に 200km の広がりを持ち、総面積は 47,923 km² である。ジャワ島本島部分の南域はジャワ背嶺山脈で被われている。ソロ川 (Solo) とブランドス川 (Brantas) がこの地域の主要河川であり、同州北部の広大な平野を形成した。同州北部に広がる平原は「イ」国内で最も大きな穀倉地帯として知られている。北部の海浜地帯は工業と商業が栄えているため、従来、穀倉地帯であった北部平野では工業と農業の急激な混在が見られる。一方、南部の農業地帯での変化は無く、丘陵地帯でのタバコ生産が顕著である。



(5) 西ヌサテンガラ (NTB) 州

同州はロンボク島 (Lombok) とスンバワ島 (Sumbawa) およびその他の島嶼から構成されている。ロンボク島は逆円錐型の形状をした面積 4,480km² の島で、同州の行政の中心となっている。島の直径は概ね 70km である。標高 2,947m のコンド山 (Kondo) が同島の景観を支配している。コンド山は南西から吹いてくるモンスーンを捕らえてくれる。従って、この山の南西部にある地域はその恩恵に授かっているが、他の地域では利用できる水量は少なくなっている。スンバワ島は東西 230 km に亘ってのびている。南西から北東に向かって吹くモンスーンは、セラット・アラス (the Selat Alas) を通過する際に雨を降らせ、これらの山の麓にまで直進する。海岸線に沿って狭い平野が走っている。



2.4.2 社会・経済的特徴²⁰

(1) 社会歴史的背景

「イ」国、特に本調査の対象となっている 5 州における地方共同体の発展の基礎を築いたのは、ほぼ 40-50 世紀前にやってきて新石器時代農業を始めた南部モンゴロイド人である。彼等はインドネシア群島の各地に個別の小集団をなして広がっていった。アニミズムを奉じ、東南アジアの殆どすべての土着語と系統を同じとするオーストラネシア語を話す人々であった²¹。インド文明は、5 世紀に入って、スマトラとジャワに強大なヒンズー教王国が出現してからやってきた。

イスラム文化は、15 世紀のヒンズー教王国崩壊の後にやってきた。16 世紀のはじめにオランダ人がやってきたときからヨーロッパ時代が始まった。発展の時代は、「イ」国の独立後に始まり、旧体制 (1945-1965)、新体制 (1965-1998) を経て改革 (1998 - 現在) に至るまで継続中である。

(2) 政府の行政組織

州 (Province) は行政上の境界線で、その下に県 (kabupaten) および自治市 (kotamadya) がある。州の行政を担当するのは、州知事 (Governor) と州議会である。下位の行政組織でも構造は同じで、県が一つの行政上の境界線で、その下に幾つかの郡がある。各郡は、田舎である場合はデサ (desa) と呼ばれ、市街地である場合はクルラハン (kalurahan) と呼ばれる幾つかの村落の集合体である。これらの境界線は、現行法 No.22/1999 により、いろんな点で変更される可能性がある。最近では、中央から村落レベルに至るまで変換が急速に進展中である。

(3) 人口

1998 年における西スマトラ州の人口は約 4,473,250 人 (994,056 世帯)、増加率 0.49%、人口密度 106 人/km² であった。同年の西ジャワ州における数字は異なり、人口 40,896,320 人 (10,280,602

²⁰ Source: (a) Field visits of JICA study Team 2000, (b) Ensiklopedi Suku Bangsa di Indonesia, M Yunus Melalatoa, Dep Pendidikan dan Kebudayaan 1995, (c) Sumatera, Java, and the East of Java - Periplus Editions 1991, (d) Hukum Kekerabatan Adat, Prof H. Hilman Hadikusuma SH, Fajar Agung jakarta 1987.

²¹ Peter Bellwood, Introducing Java - Prehistory in JAVA, Periplus Editions 1991

世帯)、増加率 0.02%、人口密度 952 人/km² であった。ジョクジャカルタ特別州は最も人口密度の高い州で、平均密度 1.016 人/km² となっている。それに続くのが東ジャワ州と西ヌサテンガラ州 (West Nusa Tenggara) である。

(4) 民族集団の分布

「イ」国の多様な歴史的背景のせいで、「イ」国の、特に 5 つの調査対象州における人種的背景には大きな差異がある。その概略は以下の通りである。

西スマトラ州 は *Minangkabau* 人の母国である。Mentawai は別の土着人種グループで *Padang Pariaman Kabupaten* の管轄下にある小島群に住んでいる。

西ジャワ 人とは *tatar pasundan* のことで、西ジャワ州はスンダ人の母国である。*Cirebon, Banten, Baduy* および *Naga* 人は、通常それぞれの歴史的背景により別々に分類されている。ジョクジャカルタ特別州 はジャワ人の中核地域の中心部にあり、西の *Banyumas* (中央ジャワ) から東の *Blitar* (東ジャワ) に広がっている人種グループ *kejawen* が住んでいる。東ジャワ州 は熱心なイスラム教徒の多い州で、南部には *kejawen* ジャワ人が住み、北部には *Pasisir* ジャワ人の住む、両ジャワ人の中核地域の外延地域となっている。残りの地域は、the Maduranese, the Javanese Blambangan および the Tengger highlanders(高地人)の母国である。西ヌサテンガラ州 には *Sasak, Sumbawa, Bima* および、*Dompu, Donggo, Mbojo, Bayan* および *Mata* を含むその他の土着人種グループが住んでいる。

(5) 言語

殆どの人種グループは独自の言語を持っているので、現在はインドネシア語 (*bahasa Indonesia*) が公用語になっているが、これらの民族語は依然健在である。*Minangkabau* 人の独自言語は *Aceh Selatan* や *Muko-Muko Bangkulu* で使われている。スンダ語は *Aceh, Batak, Melayu, Mentawai, Sasak* および南部フィリピンのタガログ語と関連性があると思われる。*Banten* 人と *Cirebon* 人はスンダ語とジャワ語の両方を使っているので、通常人種的には異なった分類をされている。*Yogya* 人と東ジャワの人種グループは、一部マドゥラ語を話す人達を除き、ジャワ語でしゃべる。ササク語と西スンバワ語はスンダ語、ジャワ語およびバリ語に近い言語である。東スンバワ (*East Sumbawa*) とビマ (*Bima*) には異なった言語グループがあり、それらの言語はスンバ島やフロレス島にも入ってきている。海漁をする部族のバジョ人はフィリピンを発祥地とするサマル語を話す。

(6) 宗教

イスラム教が、5 つの調査対象州を含む、「イ」国の殆どの地域における主な宗教である。地域によっては、伝統的な習慣やイスラム教が普及する以前からあった儀式がまだ残っているところがある。

Minangkabau 人はイスラム教およびアーダート慣習の熱心な信者である。しかし、アーダート慣習は現在は、イスラム教に関する考え方の変化と共に、変わってきている。対照的に、*Mentawai* 人は *Sabulungan* というアニミズムの信者だったが、1964 年にこの習慣が政府の禁止令の対象となったために、彼等はキリスト教徒に変身した。だが、幾つかの *Sabulungan* の儀式はまだ残っている。西ジャワ州では人口の 75% 以上が回教徒であるが、イスラム教が普及する以前からあった儀式はまだ残っている。ジョクジャカルタ特別州の住民達の殆どはジャワ・イスラム教徒で、神秘的な敬虔さを伴ったワヤン史詩 (*wayang epic*) や土着の習慣を好み、コーランやドラムに余り

興味を示さない。それ故に、宮殿の古くからの宝物(*pusaka*)は儀式的に聖水で洗われ、*Asmaweddha* と呼ばれているイスラム教が普及する以前からあった収穫の祝宴は *Grebeg Maulud* 行進の中に取り入れられているのである。東ジャワ州の住民は殆ど回教徒であるが、同州の中央部と南部で支配的なのは、ジャワ人の中核地域の文化である *kejawen* である。残りの地域の住民は熱心なイスラム教徒である。ヌサテンガラ州の西部にいるササク人は回教徒である。但し、中には *Wetu Telu* (ヒンズー以前、ヒンズーおよびイスラム教のコンビネーション) の信者もいる。スンバワ人とビマ人は回教徒であるが、イスラム教が普及する以前からあった儀式をまだ残している。

(7) 血縁関係

5つの調査対象州には、下に説明するように、血縁関係の内容に差異がある。

州	血族関係
西スマトラ	Matrilinal; exogamous; changing towards nuclear family
西ジャワ	Parental; endogamous; nuclear family
ジョグジャカルタ	Parental; endogamous; nuclear family
東ジャワ	Parental; endogamous; nuclear family
NTB	Patrilineal, parental; endogamous; nuclear family

伝統的に、*Minang* 人は彼等の氏族または系族同士の結婚を禁じられていたので、族外婚の信奉者であった。結婚後、妻は自分の母方の親戚の家にとどまり、夫は別のところ(モスク、自分の母の家)に住み、自分の子供より姉妹の子供に対し責任を負わされた。*Minang* 人の社会では主として女が重要な役割を果たす。女が財産の管理を行い、男は村の仕事に携わった。

その他の州では、血縁関係は通常同一の家系、主として同一親族間で考えられた。結婚は、相続財産を親族内に留めておくために、族内婚になることが多かった。結婚後、夫は、別途新居が準備されていない場合は、妻の家に住んだ。夫が家長で、主として自分の妻と子供に対する責任を負い、意志決定も母よりむしろ父が行うことの方が一般的だった。基本的に、夫と妻の結婚前から持っていた財産および結婚後に取得した財産は、イスラムの規範に従って、子供に譲られた、即ち 1/3 は女子に、2/3 は男子に。現在では、現行の婚姻法に合わせて、この相続は男女平等にされる傾向である。

(8) ジェンダー

1) 西スマトラ州

地域を支配している縁戚関係、婚姻の形態、所帯の形態により、西スマトラ州は他の4州とは性差問題に関して、やや異なる特色がみられる。母系社会であるということは、すべてのミンナン人(ミンナンカバウ人)(*Minang*)は男性であれ、また女性であれ、その母もしくは祖母に属しているということの意味する。父はその母親の家に住み、自分自身の子供たちよりも彼の姉妹の子供たちに対して責任がある。必然的に、女性が資産の管理は女性が行うということになり、彼の母親が死んだ場合は家の資産は(彼にではなく)彼の娘たちに分与される。男性は資産の維持に責任があり、村落社会の行事を執り行うのである。つまり重要な役割はすべて女性が握っているのである。しかし、ある程度は一夫多妻も奨励されている。しかしながらこの状況は教育の普及や雇用機会の増大により、またイスラム教についての認識も見直され、婚姻法も新しくなってきたことにより、現在では変化してきている。次第に核家族形態、父系家族形態への移行が行われる傾向にある。したがって、一夫多妻は減少しつつあり、多くの若い女性は村落社会内でも、州内外でも、さまざまな地位についたり、役割を担うようになってきている。しかし、この変化は、残念なことに、他の4州にすでに起きているような新しい性差問題を引き起こしている。夫は家長であり、彼自身の妻子を守るものとして容認されているが、それに伴うすべての決断は妻ではなくもっぱら夫

がするようになってきたということである。

2) 他の4州

他の4州は当初から核家族形態をとってきている。したがって、縁戚関係は、ほとんど父方のものが優勢となっている。自分の住居(*neolocal*)を作らない限り、結婚後、夫は通常、妻の家(*matrilocal*)に住むか、またはその逆(*patrilocal*, ジョグジャカルタ)かのどちらかである。

夫は家族の長であり、第一に自分の妻子に対して責任を有する。だから当然のことながら、家内の決断は母親ではなくもっぱら父親が行う。男性も女性も、それぞれ自分独自の資産を持つ権利があり、それを自分たちの息子(3分の2)や娘(3分の1)に贈与できる。しかし、この遺産贈与システムは近年では均等になる傾向に変化してきている。婚姻法による結婚が支配的となってきたため、一夫多妻性が減少してきたからである。ジョグジャカルタで少々異なることは、女性は婚姻前に処女性に傷がつくことをさほど気にとめていないということである。

(9) 生計

人々は主として食用作物を栽培する農業で生計を立てている。その実質的に栽培されている一般的な土地は、水田(*sawah*)と陸田(*dry-land paddy field*)である。農業は、人口の増加と非農セクターの発展が進むにつれ、長年のうちには縮小に向かうことが予想される。だが、依然農業は、「イ」国、特に5つの調査対象州にあっては、最重要セクターである。家内工業(手工芸)、漁業、牧畜、並びに(以前は)林業も盛んである。他方、若者達は、農業離れの傾向を示し、非農職や非農活動(金融、貿易、製造業、建設業、輸送業、サービス業、その他)を好みつつあることも事実である。

(10) 水田土地利用

下表は5つの調査対象州における水田(*sawah*)と陸田の利用に6% - 19%の範囲でばらつきがあることを示している。

項目	西スマタ	%	西ジャ	%	ジョグジャ	%	東ジャ	%	NTB	%
水田	236.064	6	506.681	12	59.792	19	881.159	19	207.852	10
陸田	3.986.900	94	3.817.328	88	258.788	81	3.789.801	81	1.807.463	90
計	4.222.964	100	4.324.009	100	318.580	100	4.670.960	100	2.015.315	100

Source: Province in Figure 1998 of the respective Provinces, CBS 1999

WS-West Sumatera, WJ-West Java, YO-Yogyakarta, EJ-East Java, NTB-West Nusa Tenggara

上記 sawah 稲作地は、技術的・半技術的手段または単純なシステム或いは雨のみに頼るものであれ、ある程度までは灌漑されているものである。食用作物、野菜、果物および大規模農園用に利用されている乾燥地の方が広い面積を占有し、特に現金収入を得るための重要な収入源となっている。

(11) 社会福祉

今まで農業は業種的にも空間的にも長足の進歩を遂げた。だが、貧困解消問題が未だ都市並びに地方で未解決のまま残っていることも事実である。下表は、5調査対象州につきまとめた統計データであるが、IDT (*Inpres Desa Tertinggal*, 大統領の指示により提供される、低開発村向け財政援助制度)対象村が23% - 55%の範囲で存在していることを示している。

項目	西スマトラ	%	西ジャバ	%	ジョジャ	%	東ジャバ	%	NTB	%
IDT villages	688	32	1.619	23	127	29	2.035	24	328	55

Source: IDT villages 1996/97, CBS 1999

Note: WS-West Sumatera, WJ-West Java, YO-Yogyakarta, EJ-East Java, NTB-West Nusa Tenggara

通貨危機のために上記数値は更に増える可能性があるが、現在社会福祉が改善される方向にあることは確かであると思われる。

2.4.3 農業

5 調査対象州の農業生産条件はそれぞれ異なる。作付けパターンは図 2.4.1 に示す。詳細は Annex A 参照。

表 2.4.1 調査対象地域の農業

州	農業の特色
西スマトラ州	<p>農業が更に発展する潜在力がある。但し、特に若者の間で農村離れの傾向が普及しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業セクターは最早この州の経済の主要セクターでなくなっている。農村離れ傾向が進むにつれ、非農経済活動が引き続き普及すると予想される。 - コメは農業の主産物であるが、エステート作物（多年性作物）が農家にかんがりの収入をもたらしている。 - 人口密度が比較的低いことと伝統的な土地相続制度のため、平均農地面積は5つの調査対象州のうち最大（2.63 ha/1世帯あたり）である。但し、平均稲作地面積は1世帯あたり0.52 haしかない。 - 豊富な降雨に恵まれているため、年間を通じて多くの作物を栽培することが可能である。多くの地域で、コメの作付け時期は特に定まっていない。 - 灌漑農地では、農家はコメ栽培に専念し、年間を通じて栽培を継続することができる。灌漑農地で、コメの代替作物としてパラウィジャを栽培することは殆どない。 - パラウィジャ作物は畑地で栽培され、移動農耕は今でも広く行われている。多くの農家は広い面積の畑地を持っているに拘わらず、パラウィジャ作物の生産量は少量にとどめる傾向がある。
西ジャワ州	<p>人口密度が高く、新しい農地を開発できる機会が殆どない。農業は既に経済の支配的地位を失っており、多くの農家は農業に対する興味を失いつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 多くの農家は他の仕事をする事で農業収入の不足分を埋め合わせている。 - コメが支配的な農産物となっており、西ジャワ州は「イ」国最大穀倉地帯である。 - パラウィジャ作物の生産量は僅かである。畑地での作付け頻度は非常に少なく、稲作地に乾季中パラウィジャ作物を植えることも殆どない。作付けパターンは東ジャワ州とかなり異なっている。 - 西ジャワ州は野菜の最も大きい生産センターであるが、「イ」国全体の農業生産高に照らして見た場合、同州の貢献度は比較的影の薄いものになってしまう。 - 人口の急激な増加のため、多くの農地は一家族を支えられないほど細分化されてしまっている。一世帯あたりの平均農地面積は0.60 haで、稲作地面積は0.24 haしかない。 - 農地面積が小さく管理しやすく、比較的雨に恵まれているという営農に良い条件が整っているにも拘わらず、平均作付け頻度は余り高くない。
ジョグジャカルタ特別州	<p>人口密度が高く、新しい農地を開発できる機会が殆どない。農業は既に経済の支配的地位を失っており、多くの農家は農業に対する興味を失っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 食用作物が主要農産物で、パラウィジャ作物はコメと同様に食用作物栽培面積の大きな部分を占めている。 - 一世帯あたりの平均農地面積は0.43 ha、うち稲作地は0.15 ha、畑地は0.28 ha。この州の農地面積は、西ジャワ州より小さい。 - コメ栽培用の適当な土地が不足していることと急激な人口の増加のせいで、畑地の作付け方法が高度に発達している。これは周辺地域についても云える。 - 経済的圧力に拘わらず、コメとパラウィジャの作付け頻度は概して低く、往々にして2回（200%）を下回っている。乾季の終わり頃（7-9月）になると、灌漑地でさえ栽培されている作物は殆ど見られない。これは水資源に乏しいことと農家が、特に農外臨時就労にありつける機会がある時に、わざわざ労力を要する作付けに意欲のないことを示している。
東ジャワ州	<p>人口密度が高く、新しい農地を開発できる余地がない。農業は既に経済の支配的地位を失っているが、多くの農家はまだ農業を続けようと努力している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 食用作物が主要農産物で、コメとパラウィジャ作物が食用作物生産エリアの大部分を占めている。園芸作物、主にサトウキビとタバコがかなりの面積を占めている。 - 農地面積は非常に小さく、一世帯あたりの平均農地面積は0.60 ha、うち0.25 haは稲作地、0.35 haは畑地である。 - 東ジャワ州の降雨量は少ないが作付け頻度は高い。灌漑地では、コメとパラウィジャを組み合わせた三毛作がよく見られる。 - 多くの農家は自分達の小さな保有地から最大の利益を引き出そうと努力している。 - 農業は既に経済の支配的地位を失いつつあるが、農家は、西ジャワ州やジョグジャカルタ特別州に比べ、農業を継続することに、より意欲的である。
NTB 州	<p>農業は依然経済の重要な地位を占めており、同セクターに働く人は多い。一人あたりの収入は全国平均の半分を下回っている。降雨量が少ないことと、環境問題に対する配慮のせいで、農地を普及できる可能性は殆どない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 食用作物が主要農産物で、コメとパラウィジャ作物が食用作物生産の大部分を占めている。またエステート作物、主にカシューナッツ、タバコ等がかなり重要な貢献をしている。 - 平均農地面積は東西ジャワ州より大きい、十分な収入をもたらす大きさではない。一世帯あたりの平均農地面積は0.90 ha、うち0.39 haは稲作地、0.44 haは畑地、0.07 haは園芸作物用地である。 - 灌漑地ではコメとパラウィジャを組み合わせた二毛作が、時には三毛作が、見られる。 - 農家は高価値作物、特にエステート作物、を導入すべく努力している。

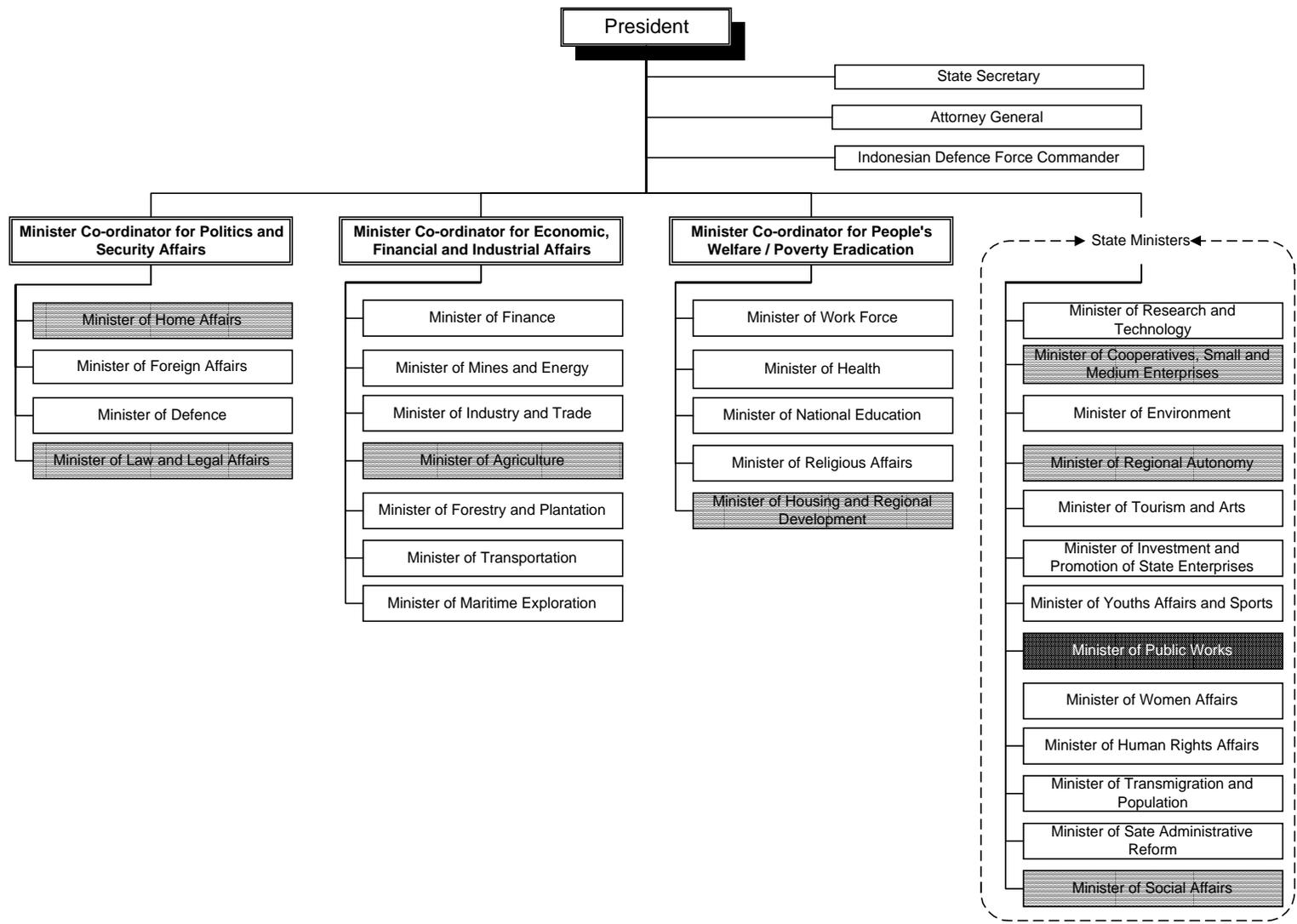


図 2.1.1 インドネシア政府内閣の組織図 (1999 年から 2000 年 12 月まで)

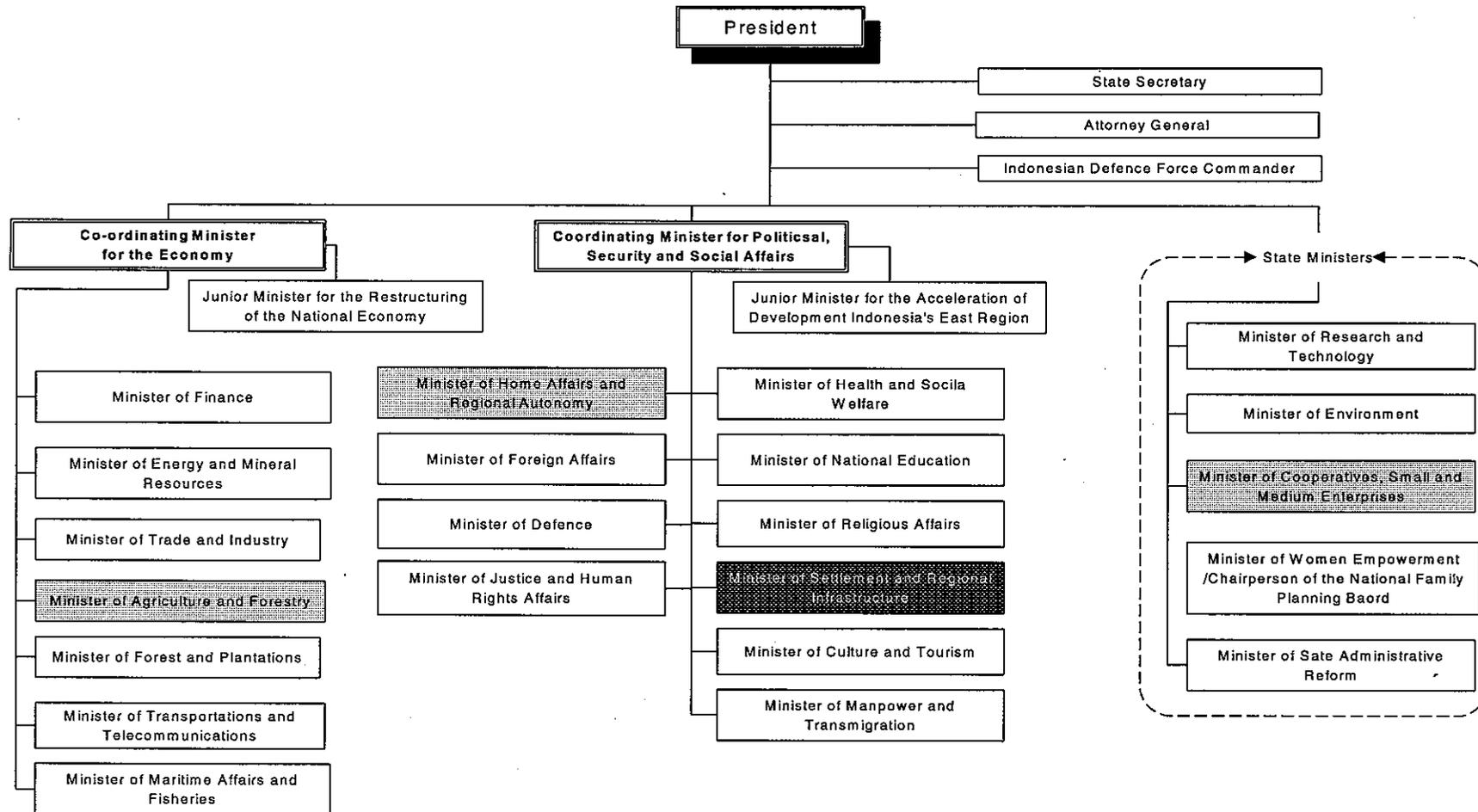


図 2.1.2 インドネシア政府内閣の組織図 (2001 年 1 月以降)

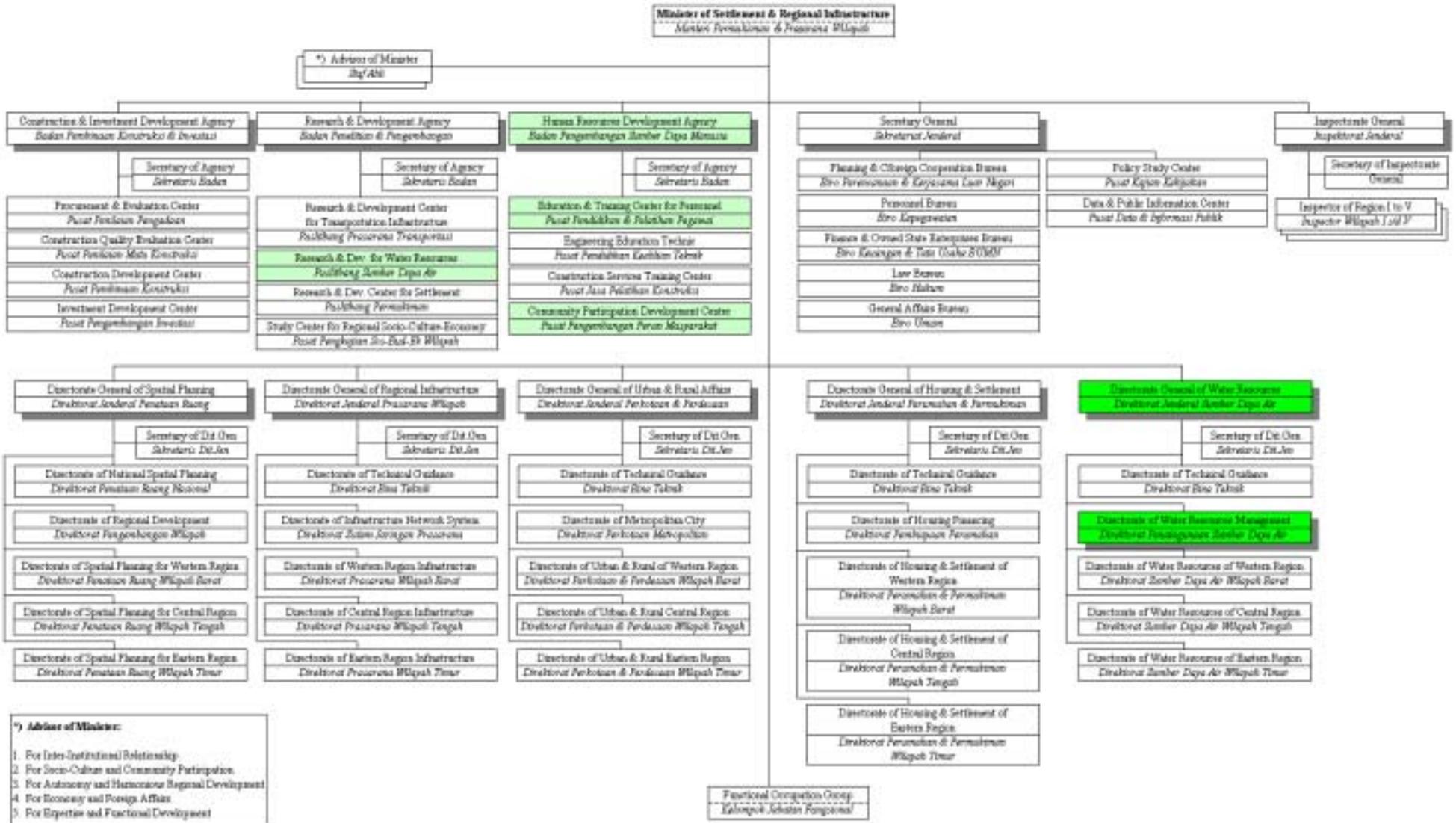


図 2.1.3 居住・地域インフラ省 (KIMPRASWIL) の組織図 (2001年1月1日以降)

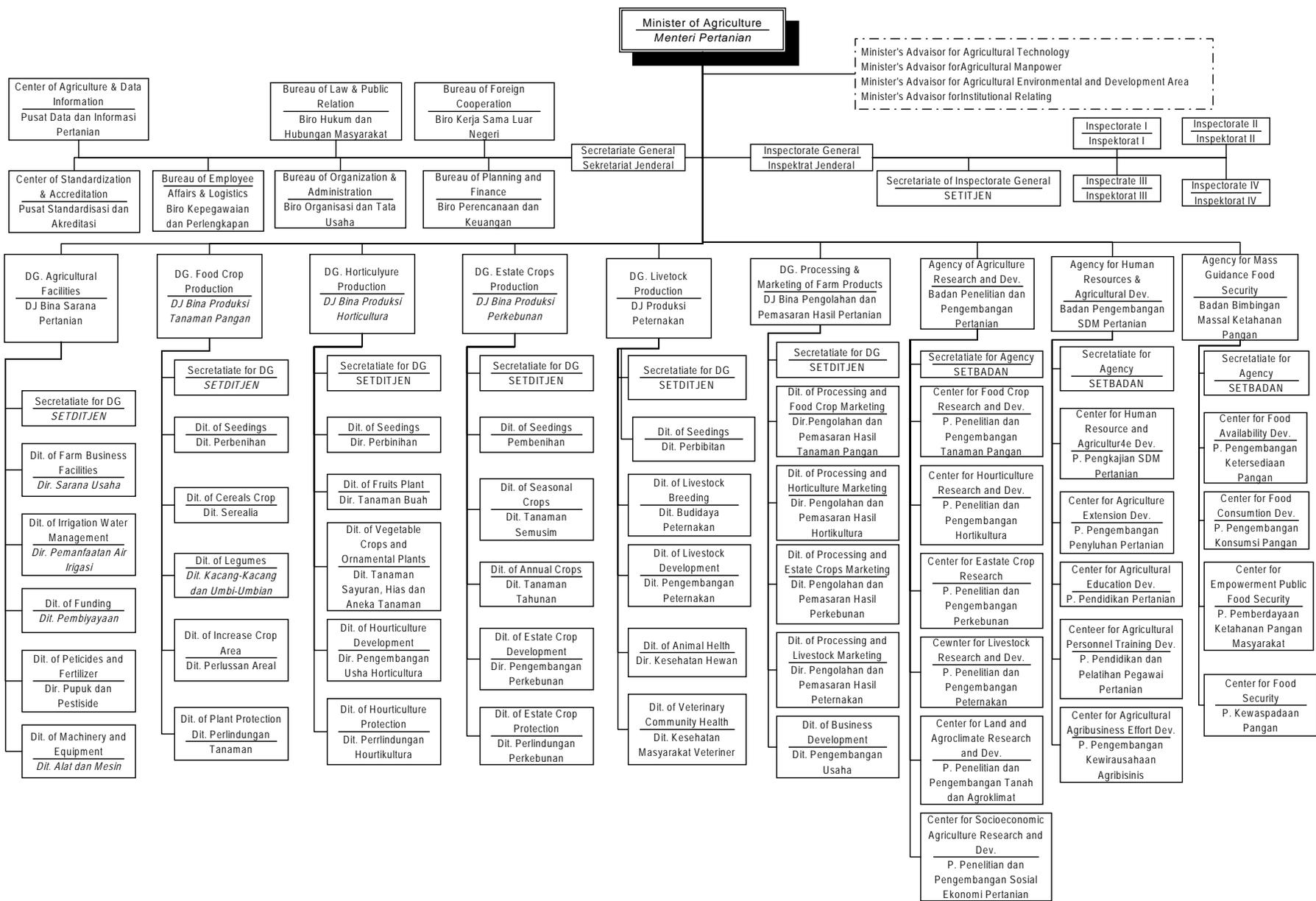


図 2.1.4 農業省の組織図 (2001年1月1日以降)

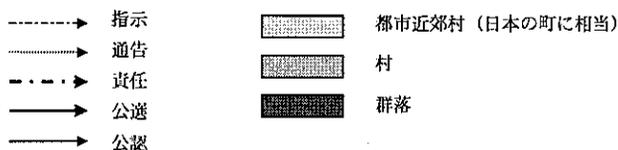
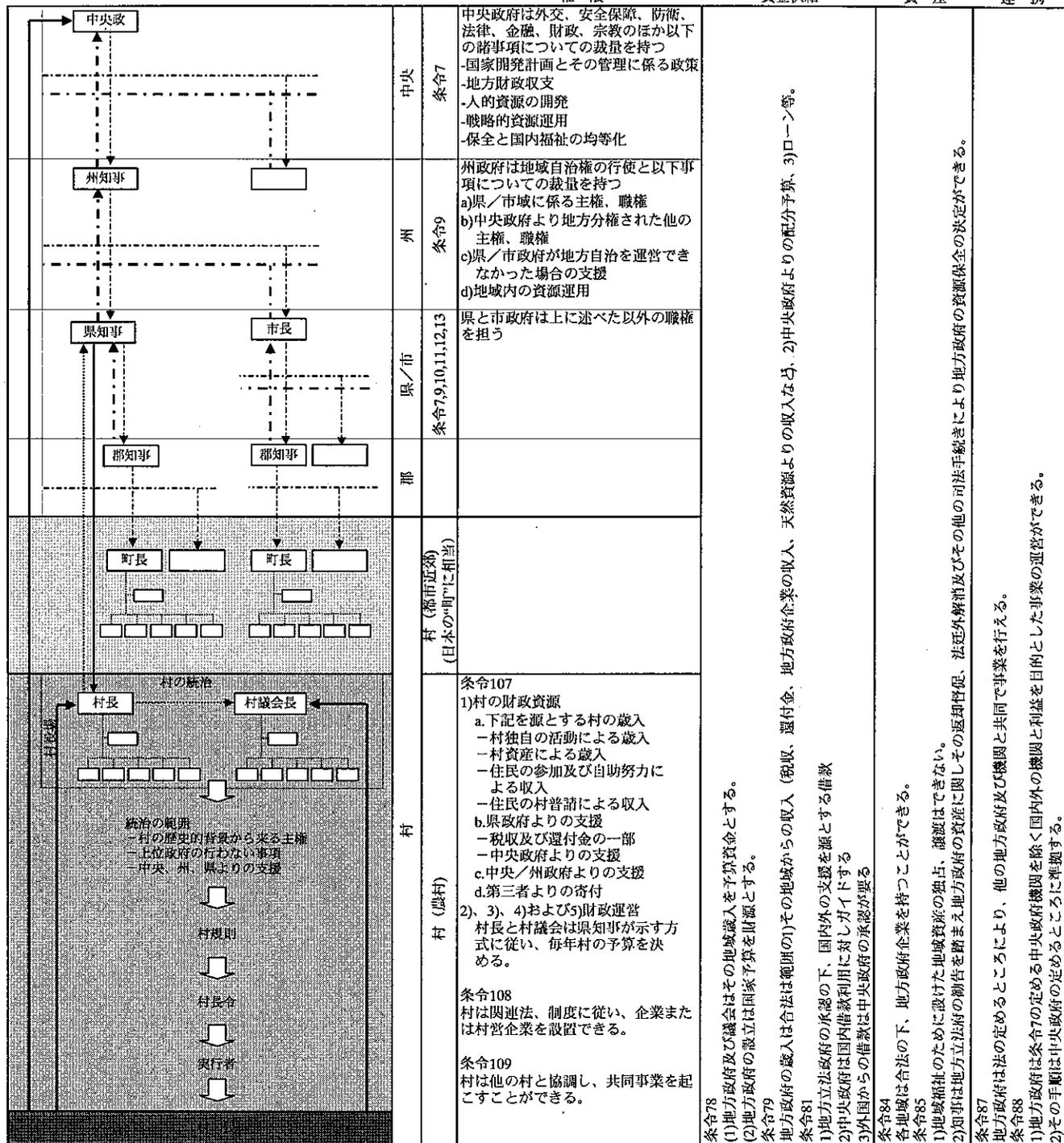


図 2.1.5 法律 ; 1999 年第 22 号で描かれた地方自治の概要

州と作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備 考
<西スマトラ> コメ													a. コメは1年を通して継続的に栽培(2~2.5回/年) b. 灌漑地区内でパラウイジャを作るのは稀
<西ジャワ> コメ													a. コメが主流で稀に2.5~3回/年も見受けられる b. 灌漑地区内でのパラウイジャは非常に稀
<ジョグジャカルタ> コメ ダイズ ピーナッツ メイズ													a. 以下のパターンが主流 コメ - コメ コメ - ダイズ コメ - ピーナッツ b. コメ - メイズのパターンは稀 c. 7~9月の乾季末での栽培は非常に稀
<東ジャワ> コメ パラウイジャ (メイズ、ダイズ、 ピーナッツ)													a. 以下のパターンが主流 コメ - コメ - パラウイジャ コメ - コメ - コメ コメ - パラウイジャ - パラウイジャ コメ - コメ コメ - パラウイジャ b. タバコは乾季灌漑区域内での栽培が漸次増加
<西ヌサテンガラ> コメ ダイズ ピーナッツ													a. 以下のパターンが主流 コメ - コメ - ダイズ コメ - コメ コメ - ダイズ - ダイズ コメ - コメ - ダイズ b. タバコは乾季灌漑区域内での栽培が漸次増加

図 2.4.1 調査地域の灌漑農地での作付け体系
(1989年統計資料と本調査団によるフィールドでの確認による)